公　務　災　害　の　現　況

～平成２９年度認定分～

平成３１年３月

一般財団法人　地方公務員安全衛生推進協会

目　　次

1　公務災害の認定状況
（1）概　要―――――――――――――――――――――――――――――――――――― 1
（2）職員区分別―――――――――――――――――――――――――――――――――― 2
（3）傷病区分別―――――――――――――――――――――――――――――――――― 4
（4）「負傷」による公務災害の認定事由別――――――――――――――――――――――― 5
（5）「その他の疾病」による公務災害の認定事由別――――――――――――――――――― 6
（6）団体種類別―――――――――――――――――――――――――――――――――― 7

2　公務上死亡災害の状況
（1）概　要―――――――――――――――――――――――――――――――――― １１
（2）団体種類別―――――――――――――――――――――――――――――――― １２
（3）職員区分別―――――――――――――――――――――――――――――――― １３
（4）年齢段階別―――――――――――――――――――――――――――――――― １４
（5）事故の型別―――――――――――――――――――――――――――――――― １５
（6）交通事故による公務上死亡災害の状況――――――――――――――――――――― １６

3　公務災害発生割合の高い職種の公務災害認定状況
（1）概　要―――――――――――――――――――――――――――――――――― １７
（2）医師・歯科医師―――――――――――――――――――――――――――――― １８
（3）清掃業務員―――――――――――――――――――――――――――――――― ２０
（4）調理員―――――――――――――――――――――――――――――――――― ２２
（5）警察官―――――――――――――――――――――――――――――――――― ２４
（6）看護師―――――――――――――――――――――――――――――――――― ２６

4　統計表
統計表目次――――――――――――――――――――――――――――――――――― ２８

5　分類項目区分
分類項目――――――――――――――――――――――――――――――――――――― ４２

凡　　例

1　本文中の認定件数は、当該年度中に公務上災害として認定された件数をいい、被災職員１人につき同一災害に係るものを１件として計上した。

2　本文中の千人率は、対象職員千人当たりの認定件数をいい、１０万人率は、対象職員１０万人当たりの公務上死亡者数をいい、次の式により算出している。

千　人　率（件）　＝　認定件数　／　対象職員数　×　1,000
10 万 人 率（人）　＝　公務上死亡者数　／　対象職員数　×　100,000

3　職員区分は、地方公務員災害補償基金定款別表第２の職員区分によるものであり、「義務教育学校職員」、「義務教育学校職員以外の教育職員」、「警察職員」、「消防職員」、「電気・ガス・水道事業職員」、「運輸事業職員」、「清掃事業職員」、「船員」及び「その他の職員」の９区分である。

この資料は、地方公務員災害補償基金で作成した「常勤地方公務員災害補償統計」及び「公務上死亡災害の発生状況」に関する調査結果を分析し、取りまとめたものである。

※　各図表中における構成比の数値は、単位未満を四捨五入しているため合計が１００％にならない場合がある。

１　公務災害の認定状況

（１）概要　〔統計表　第１表　参照〕

地方公務員災害補償基金が公務災害（通勤災害は含まない。以下同じ。）として認定した件数をみると、平成 21 年度以降は概ね 25,000 件台で推移してきたが、平成 29 年度は 26,211 件で、前年度に比べ 853 件（3.4%）増加した。

図１　公務災害認定件数の推移

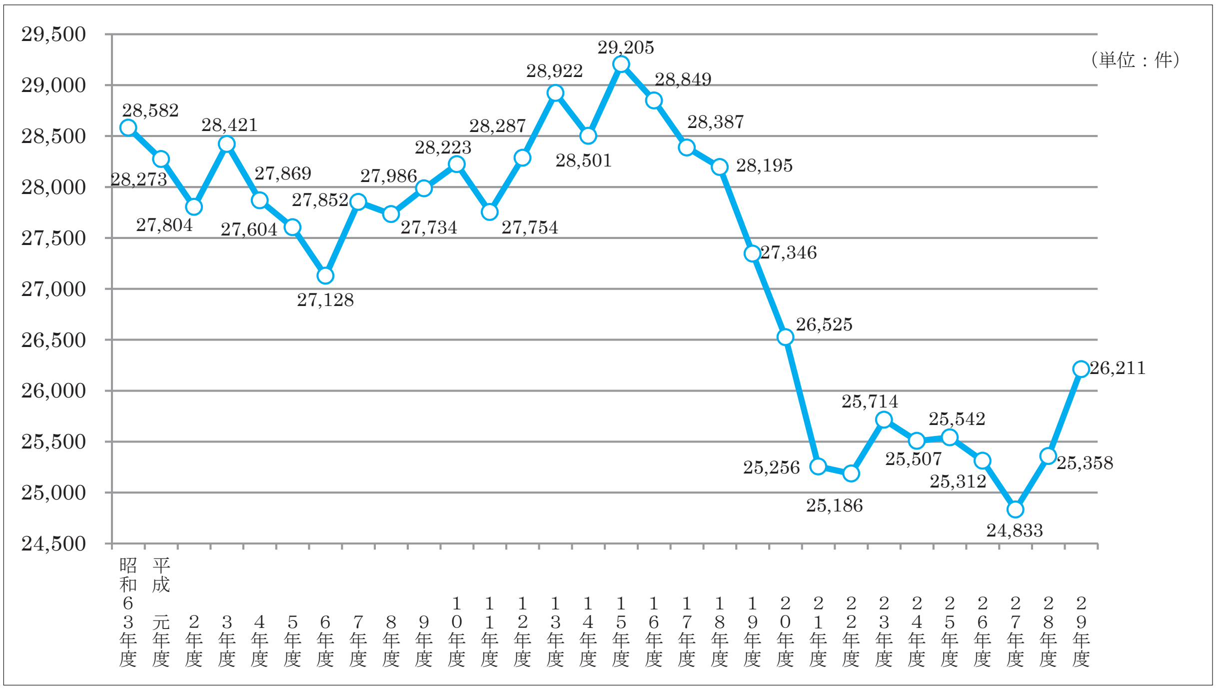

また、職員千人当たりの公務災害認定件数でみると、地方公務員数が減少傾向にある中、ここ数年は 9.2 件前後で推移してきたが、平成 29 年度は 9.55 件で前年度に比べ 0.29 件（3.1%）増加した。

図２　公務災害認定件数（千人率）の推移

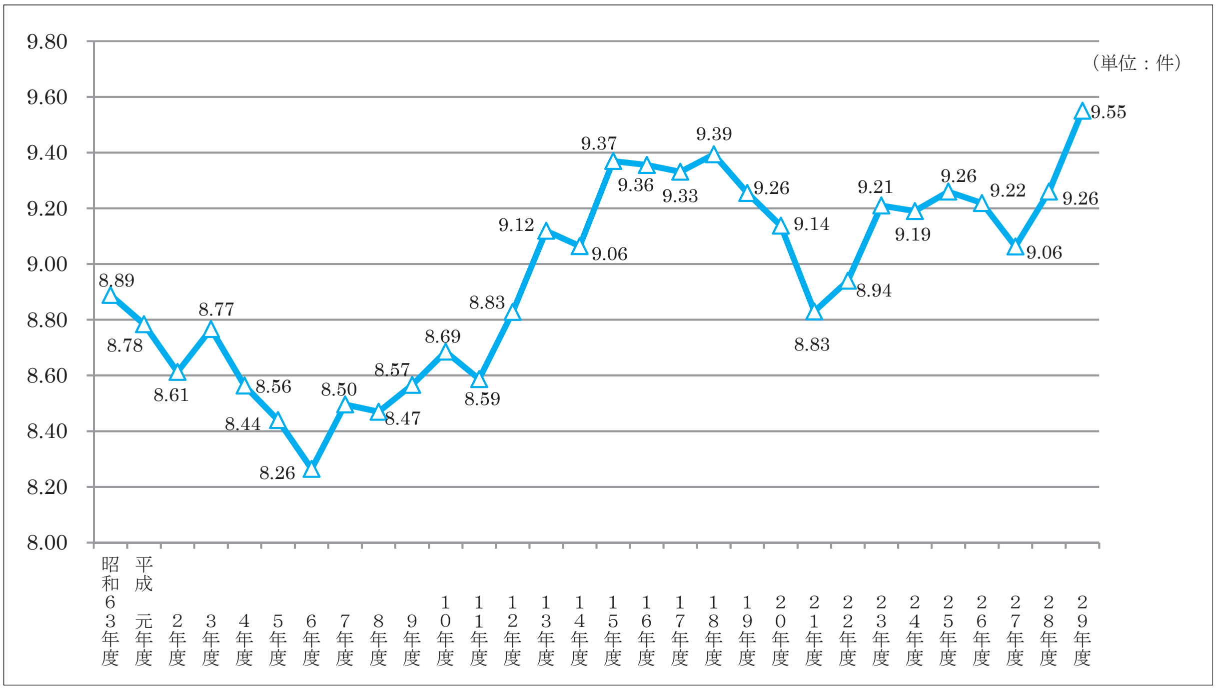

※千人率の基礎となる職員数は、総務省（旧自治省）「地方公務員給与の実態」各年版による（平成 26 年度までは教育長を含む）。

（２）職員区分別　〔統計表　第３表　参照〕

平成 29 年度の公務災害認定件数を地方公務員災害補償基金による 9 職種別の職員区分で　みると、「その他の職員」を除くと「警察職員」が 5,875 件で全体の 22.4%と最も多く、次いで「義務教育学校職員」の 4,883 件（18.6%）、「義務教育学校職員以外の教育職員」の 3,166 件（12.1%）などの順となっている。

図３　職員区分別公務災害認定件数

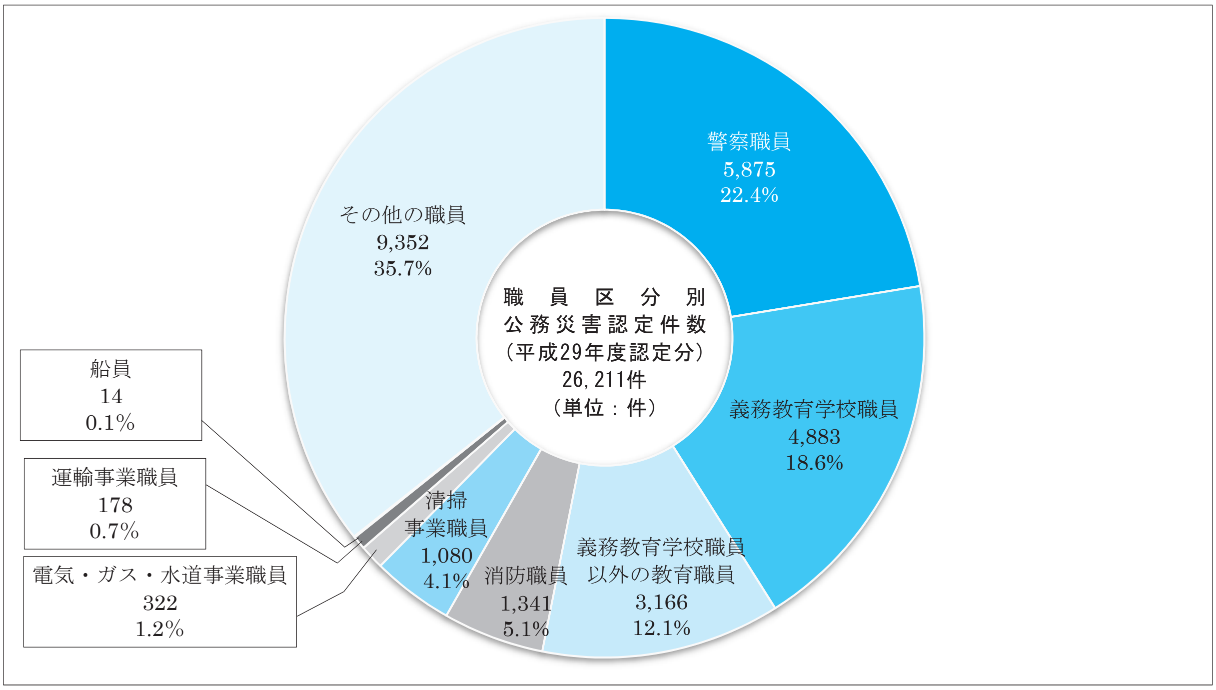

図４　職員区分別公務災害認定件数の推移

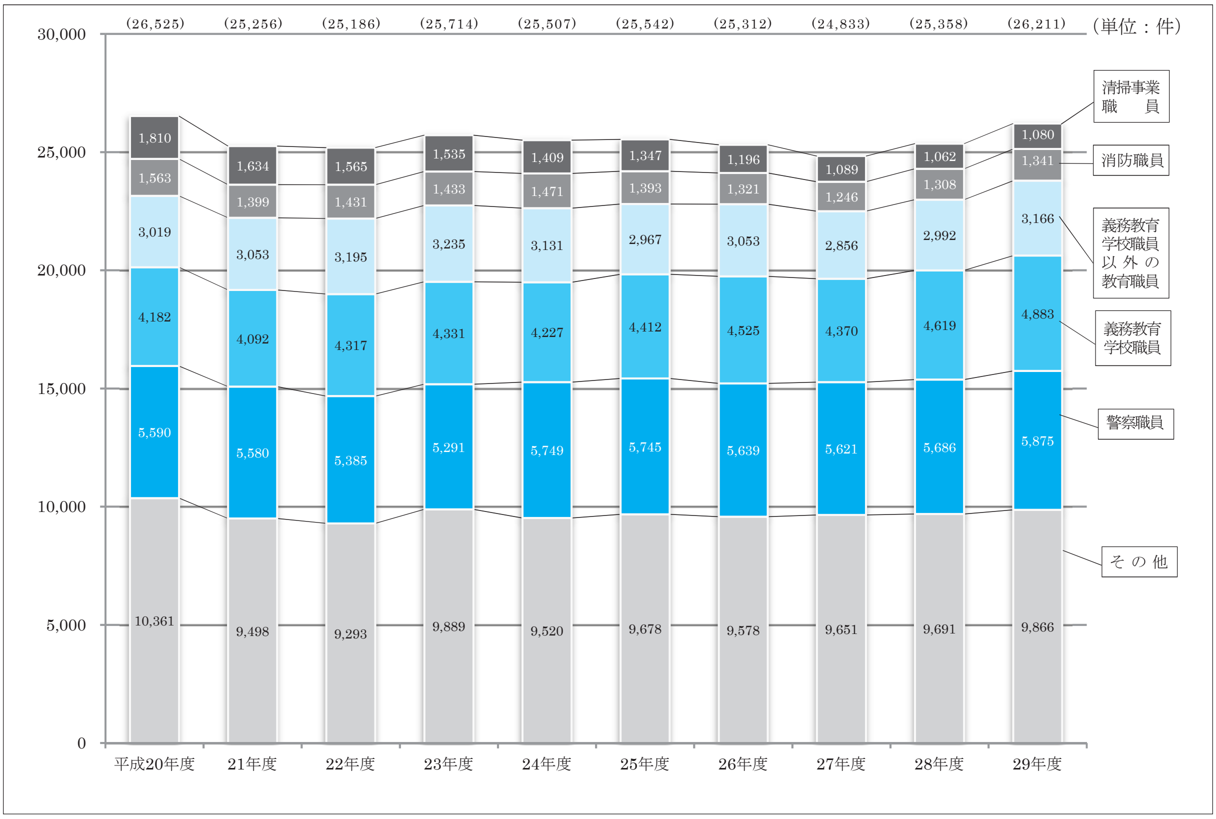

※「その他」…地方公務員災害補償基金定款別表第２の職員区分９区分のうち、「電気・ガス・水道事業職員」、「運輸事業職員」、「船員」及び「その他の職員」を合わせたもの。

また、職員区分別の千人率では、「清掃事業職員」が 23.93 件で最も高く、次いで「警察職員」の 20.37 件、「義務教育学校職員以外の教育職員」の 9.35 件などの順となっている。

「その他の職員」を除いた公務災害認定件数上位５区分（「警察職員」、「義務教育学校職員」、「義務教育学校職員以外の教育職員」、「消防職員」及び「清掃事業職員」）すべてにおいて、千人率は前年度よりも増加している。

表１　主な職員区分別公務災害千人率

主な職員区分	対象職員数（人）	公務災害件数（件）	千人率（件）
清掃事業職員	４５，１４０	１，０８０	２３．９３
警察職員	２８８，３４７	５，８７５	２０．３７
義務教育学校職員以外の教育職員	３３８，６９１	３，１６６	９．３５
消防職員	１６０，６４４	１，３４１	８．３５
義務教育学校職員	６８０，３６９	４，８８３	７．１８

※千人率の基礎となる職員数は、総務省「地方公共団体定員管理調査結果」による。

図５　主な職員区分別公務災害千人率の推移

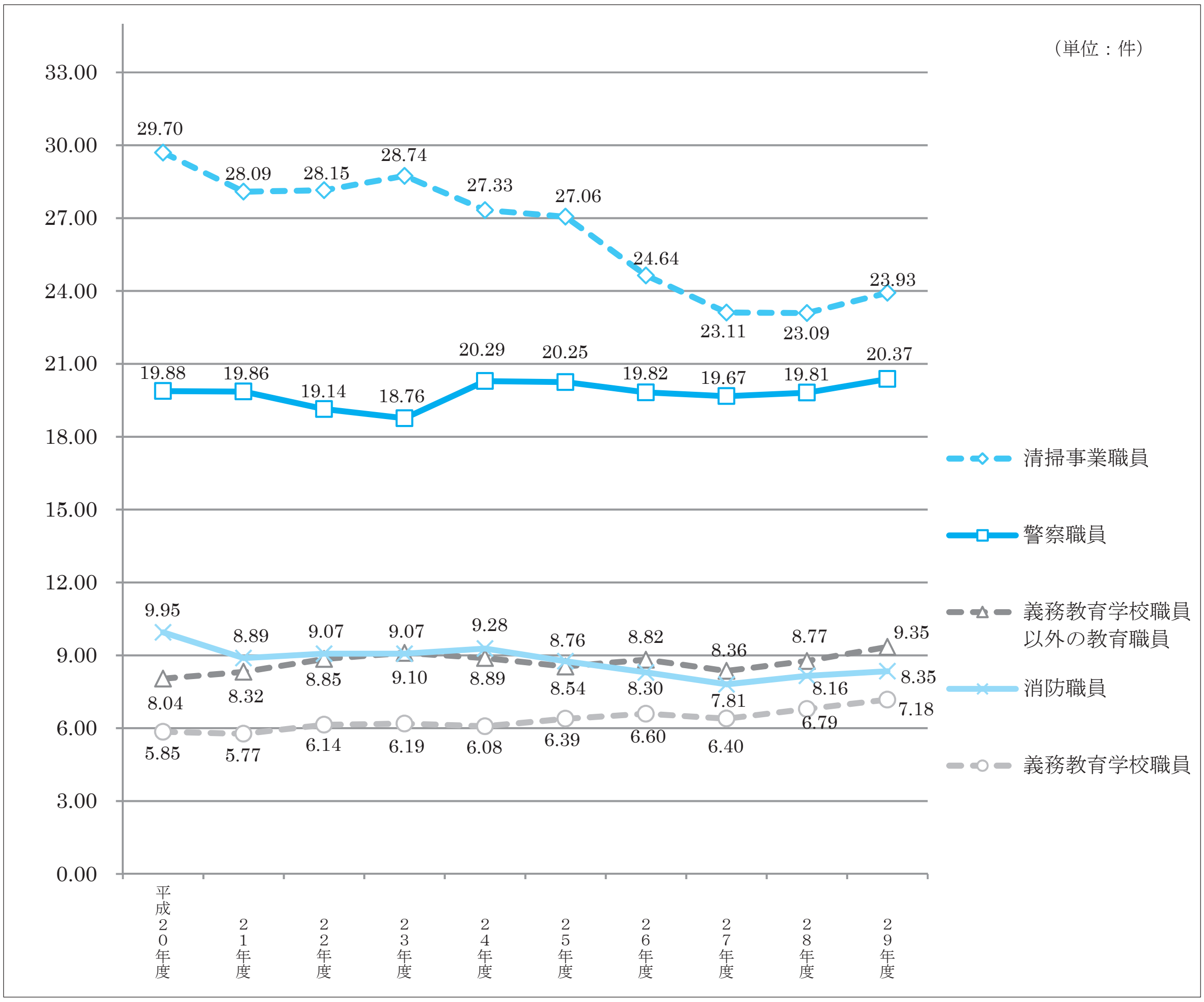

（３）傷病区分別　〔統計表　第４表　参照〕

平成 29 年度の公務災害認定件数を傷病区分別にみると、「負傷」が 24,755 件で全体の 94.4% と最も多く、次いで「その他の疾病」973 件（3.7%）、「負傷による疾病」479 件（1.8%）、「その他の死亡」4 件（0.02%）の順となっている。

図６　傷病区分別公務災害認定件数

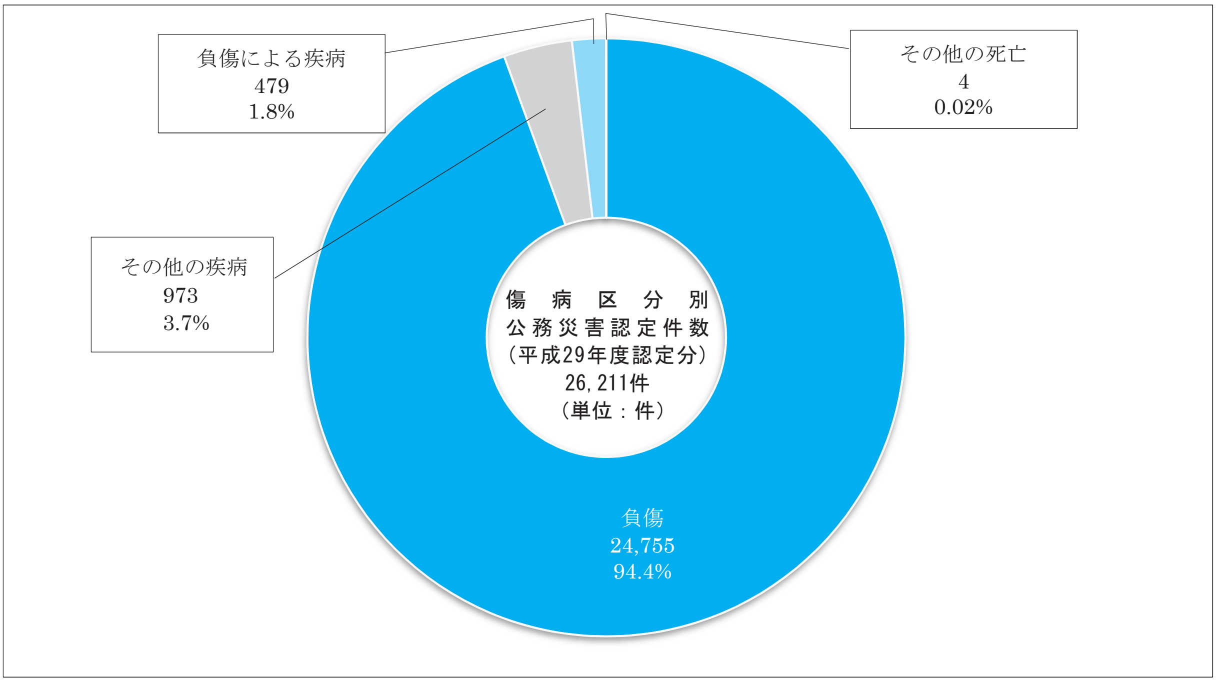

※「その他の疾病」は、「負傷による疾病」を除く疾病をいい、「その他の死亡」は、負傷又は疾病によらない死亡をいう。

職員区分別でみると、「負傷」では、「その他の職員」を除くと「警察職員」が 5,711 件で負傷全体の 23.1%と最も多く、次いで「義務教育学校職員」の 4,728 件（19.1%）、「義務教育学校職員以外の教育職員」の 3,055 件（12.3%）などの順となっている。

「負傷による疾病」では、「その他の職員」を除くと「義務教育学校職員」が 91 件で負傷による疾病全体の 19.0%と最も多く、次いで「清掃事業職員」の 60 件（12.5%）、「義務教育学校職員以外の教育職員」の 49 件（10.2%）などの順となっている。

「その他の疾病」では、「その他の職員」を除くと「消防職員」が 164 件でその他の疾病全体の 16.9%と最も多く、次いで「警察職員」の 124 件（12.7%）、「清掃事業職員」の 97 件（10.0%）などの順となっている。

表２　傷病区分別・職員区分別公務災害認定件数　（件）

	義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他の職員	合計
負傷	4,728	3,055	5,711	1,140	293	170	923	13	8,722	24,755
負傷による疾病	91	49	39	36	8	3	60	1	192	479
その他の疾病	64	61	124	164	20	5	97	-	438	973
その他の死亡	-	1	1	1	1	-	-	-	-	4
合計	4,883	3,166	5,875	1,341	322	178	1,080	14	9,352	26,211

（４）「負傷」による公務災害の認定事由別　〔統計表　第４表　参照〕

平成 29 年度の「負傷」による公務災害を認定事由別にみると、「自己の職務遂行中」が 19,015 件で負傷全体の 76.8%と最も多く、次いで「訓練中」の 2,832 件（11.4%）、「出張中又は赴任途上」の 2,137 件（8.6%）、「出退勤途上（公務上のもの）」の 286 件（1.2%）、「レクリエーション参加中」の 208 件（0.8%）などの順となっている。

図７　「負傷」による公務災害認定件数

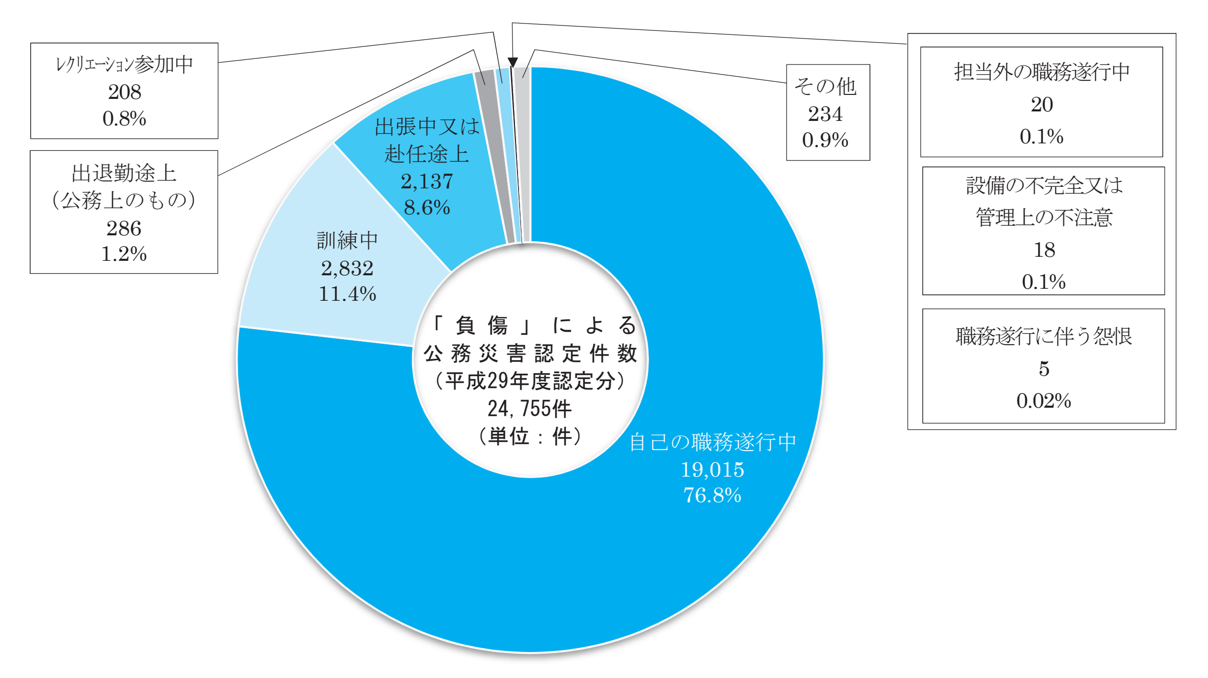

※出退勤途上の負傷は通勤災害となるが、深夜に勤務が開始又は終了した場合等には公務上のものとして取り扱われる。

職員区分別でみると、「その他の職員」を除くと「自己の職務遂行中」では「義務教育学校職員」が 4,297 件（22.6%）、「訓練中」では「警察職員」が 2,617 件（92.4%）、「出張中又は赴任途上」では「警察職員」が 389 件（18.2%）、「出退勤途上（公務上のもの）」では「警察職員」が 56 件（19.6%）、「レクリエーション参加中」では「義務教育学校職員」が 29 件（13.9%）となっており、それぞれ最も多くなっている。

表３　職員区分別・「負傷」による公務災害認定件数（その他を除く・主なもの）　（件）

	義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他の職員	合計
自己の職務遂行中	4,297	2,752	2,503	788	205	132	895	9	7,434	19,015
訓練中	1	2	2,617	201	1	-	-	-	10	2,832
出張中又は赴任途上	334	244	389	84	71	1	19	3	992	2,137
出退勤途上（公務上のもの）	28	18	56	38	5	34	2	-	105	286
レクリエーション参加中	29	12	10	9	10	-	3	1	134	208

（５）「その他の疾病」による公務災害の認定事由別　〔統計表　第４表　参照〕

平成 29 年度の「その他の疾病」による公務災害を認定事由別にみると、「その他」を除くと「腰痛」が 145 件でその他の疾病全体の 14.9%と最も多く、次いで「眼疾患」の 133 件（13.7%）、「皮膚病」の 77 件（7.9%）、「呼吸器疾患」の 67 件（6.9%）、「職業病」の 39 件（4.0%）、「精神疾患」の 29 件（3.0%）などの順となっている。

表４　「その他の疾病」による公務災害の認定事由別件数　（件）

職業病	脳疾患	心疾患	精神疾患	呼吸器疾患	肝臓疾患	胸腹部臓器疾患（肝臓疾患除く）	食中毒	腰痛	頸肩腕症候群	皮膚病	眼疾患	耳疾患	鼻疾患	その他	その他の疾病計
39	7	3	29	67	12	5	10	145	1	77	133	10	-	435	973
4.0%	0.7%	0.3%	3.0%	6.9%	1.2%	0.5%	1.0%	14.9%	0.1%	7.9%	13.7%	1.0%	-	44.7%	100.0%

※上段は公務災害認定件数、下段はその他の疾病における認定事由別割合である。

職員区分別でみると、「その他の職員」を除くと「腰痛」では「消防職員」が 27 件（18.6%）、「眼疾患」では「清掃事業職員」が 34 件（25.6%）、「皮膚病」では「清掃事業職員」が 26 件（33.8%）、「呼吸器疾患」では「消防職員」が 13 件（19.4%）、「職業病」では「消防職員」が 5 件（12.8%）、「精神疾患」では「義務教育学校職員」が 6 件（20.7%）などとなっており、それぞれ最も多くなっている。

表５　職員区分別・「その他の疾病」による公務災害認定件数　（件）

	義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他の職員	合計
職業病	3	3	1	5	1	-	2	-	24	39
脳疾患	3	2	1	-	-	-	-	-	1	7
心疾患	1	-	1	-	-	-	-	-	1	3
精神疾患	6	1	5	3	-	-	-	-	14	29
呼吸器疾患	-	-	7	13	-	-	2	-	45	67
肝臓疾患	1	-	-	-	-	-	-	-	11	12
胸腹部臓器疾患（肝臓疾患除く）	-	-	1	1	-	1	-	-	2	5
食中毒	-	-	-	10	-	-	-	-	-	10
腰痛	26	17	17	27	1	1	14	-	42	145
頸肩腕症候群	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1
皮膚病	4	2	5	2	5	-	26	-	33	77
眼疾患	8	12	4	10	5	1	34	-	59	133
耳疾患	3	-	1	4	-	1	-	-	1	10
鼻疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	9	24	81	88	8	1	19	-	205	435
計	64	61	124	164	20	5	97	-	438	973

（６）団体種類別

平成 29 年度の公務災害認定件数を団体種類別にみると、「都道府県」が 13,917 件で全体の53.1%と最も多く、次いで「市（特別区含む）」の 5,670 件（21.6%）、「指定都市」の 3,255 件（12.4%）、「一部事務組合等」の 2,289 件（8.7%）、「町村」の 1,080 件（4.1%）の順となっている。

図８　団体種類別公務災害認定件数

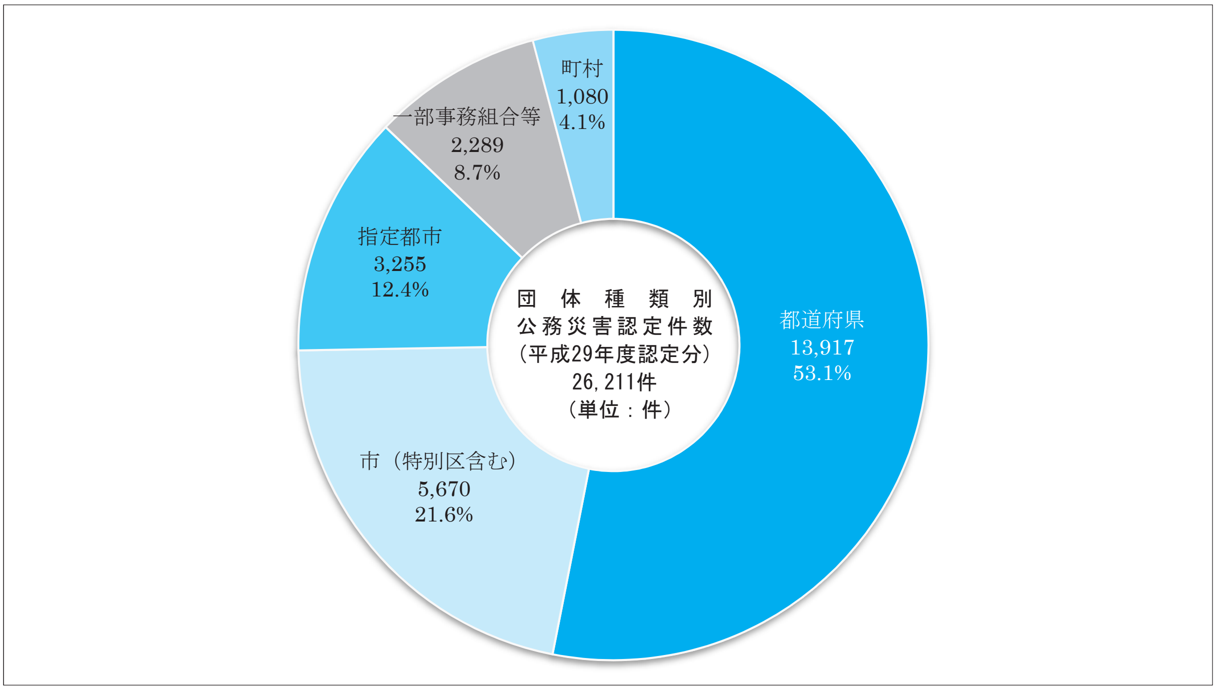

図９　団体種類別公務災害認定件数の推移

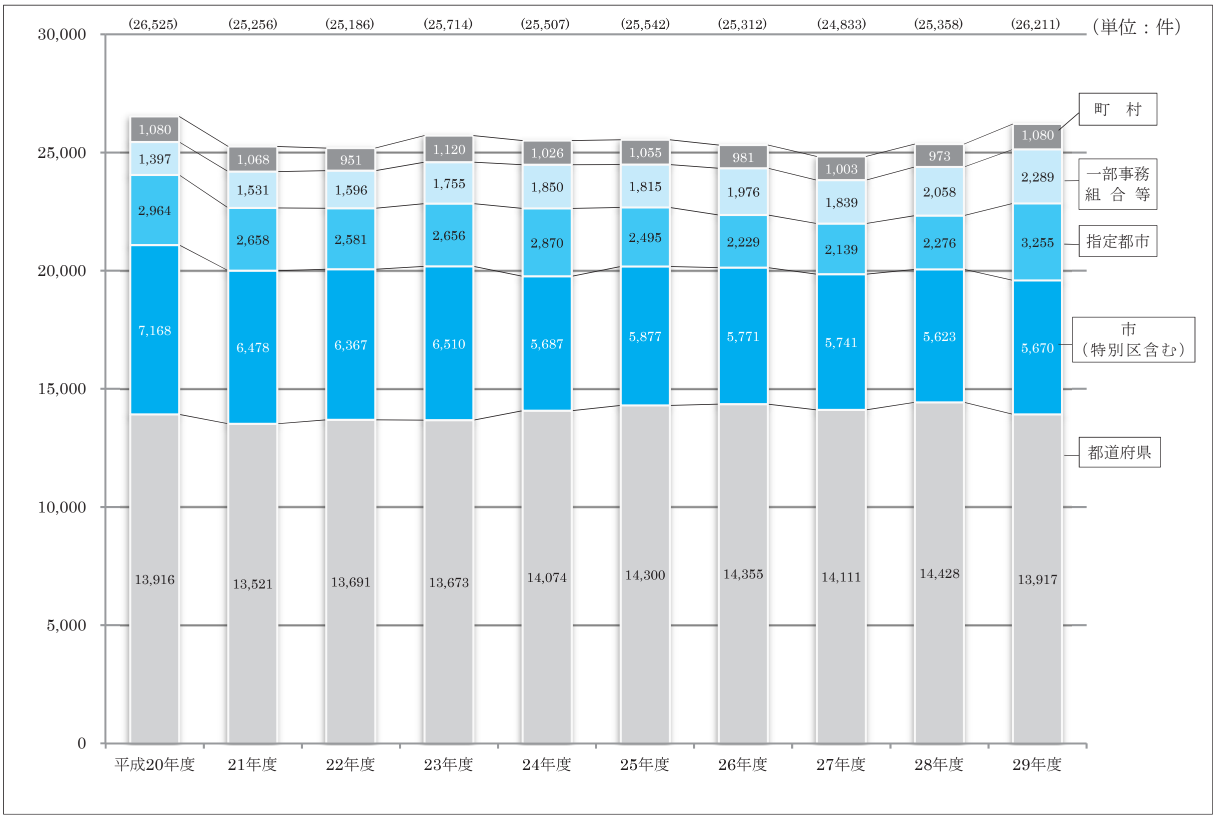

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
合計	(26,525)	(25,256)	(25,186)	(25,714)	(25,507)	(25,542)	(25,312)	(24,833)	(25,358)	(26,211)
町村	1,080	1,068	951	1,120	1,026	1,055	981	1,003	973	1,080
一部事務組合等	1,397	1,531	1,596	1,755	1,850	1,815	1,976	1,839	2,058	2,289
指定都市	2,964	2,658	2,581	2,656	2,870	2,495	2,229	2,139	2,276	3,255
市（特別区含む）	7,168	6,478	6,367	6,510	5,687	5,877	5,771	5,741	5,623	5,670
都道府県	13,916	13,521	13,691	13,673	14,074	14,300	14,355	14,111	14,428	13,917

職員区分別でみると、「都道府県」では「警察職員」が5,875件で都道府県全体の42.2%と最も多くなっている。

「その他の職員」を除くと、「市（特別区含む）」では「清掃事業職員」が568件で市（特別区含む）全体の10.0%、「指定都市」では「義務教育学校職員」が1,059件で指定都市全体の32.5%、「一部事務組合等」では「消防職員」が428件で一部事務組合等全体の18.7%、「町村」では「義務教育学校職員以外の教育職員」が110件で町村全体の10.2%を占め、それぞれ最も多くなっている。

表６　団体種類別・職員区分別公務災害認定件数　（件）

	義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他の職員	合計
都道府県	3,824	2,040	5,875	59	52	31	-	11	2,025	13,917
市（特別区含む）	-	548	-	539	154	10	568	1	3,850	5,670
指定都市	1,059	310	-	289	64	136	422	-	975	3,255
一部事務組合等	-	158	-	428	17	-	68	1	1,617	2,289
町村	-	110	-	26	35	1	22	1	885	1,080
合計	4,883	3,166	5,875	1,341	322	178	1,080	14	9,352	26,211

さらに、都道府県において職員区分別に過去5年間の合計をみると、「その他の職員」を除くと「警察職員」が28,566件で全体の40.2%と最も多く、次いで「義務教育学校職員」の21,750件（30.6%）、「義務教育学校職員以外の教育職員」の9,551件（13.4%）などの順となっている。

なお、指定都市に係る県費負担教職員の給与負担等について、平成29年4月1日に道府県から指定都市への移譲が行われた。地方公務員災害補償基金においても、指定都市における義務教育学校職員の事案を平成29年4月より道府県支部から指定都市支部へ移管したため、平成29年度における「義務教育学校職員」の公務災害認定件数では、指定都市における「義務教育学校職員」の認定件数が除かれている。

表７　都道府県における職員区分別公務災害認定件数　（件）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計	構成比
義務教育学校職員	4,412	4,525	4,370	4,619	3,824	21,750	30.6%
義務教育学校職員以外の教育職員	1,853	1,915	1,796	1,947	2,040	9,551	13.4%
警察職員	5,745	5,639	5,621	5,686	5,875	28,566	40.2%
消防職員	51	68	63	86	59	327	0.5%
電気・ガス・水道事業職員	38	35	48	25	52	198	0.3%
運輸事業職員	16	44	18	27	31	136	0.2%
清掃事業職員	-	-	-	-	-	-	-
船員	10	12	14	5	11	52	0.1%
その他の職員	2,175	2,117	2,181	2,033	2,025	10,531	14.8%
合計	14,300	14,355	14,111	14,428	13,917	71,111	100.0%

市（特別区含む）において職員区分別に過去５年間の合計をみると、「その他の職員」を除くと「清掃事業職員」が2,971件で全体の10.4%と最も多く、次いで「消防職員」の2,683件（9.4%）、「義務教育学校職員以外の教育職員」の2,635件（9.2%）などの順となっている。

表８　市（特別区含む）における職員区分別公務災害認定件数　（件）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計	構成比
義務教育学校職員	-	-	-	-	-	-	-
義務教育学校職員以外の教育職員	526	551	511	499	548	2,635	9.2%
警察職員	-	-	-	-	-	-	-
消防職員	579	515	530	520	539	2,683	9.4%
電気・ガス・水道事業職員	153	158	140	128	154	733	2.6%
運輸事業職員	11	14	13	10	10	58	0.2%
清掃事業職員	637	609	590	567	568	2,971	10.4%
船員	3	5	1	7	1	17	0.1%
その他の職員	3,968	3,919	3,956	3,892	3,850	19,585	68.3%
合計	5,877	5,771	5,741	5,623	5,670	28,682	100.0%

指定都市において職員区分別に過去５年間の合計をみると、「その他の職員」を除くと「清掃事業職員」が2,355件で全体の19.0%と最も多く、次いで「義務教育学校職員以外の教育職員」の1,548件（12.5%）、「消防職員」の1,342件（10.8%）、「義務教育学校職員」の1,059件（8.5%）などの順となっている。なお、平成29年度における「義務教育学校職員」の公務災害認定件数は、指定都市に係る県費負担教職員の給与負担等について平成29年４月１日に道府県から指定都市への移譲が行われたことから、地方公務員災害補償基金においても、平成29年４月より指定都市における「義務教育学校職員」の事案を指定都市支部の所管としたことによるものである。

表９　指定都市における職員区分別公務災害認定件数　（件）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計	構成比
義務教育学校職員	-	-	-	-	1,059	1,059	8.5%
義務教育学校職員以外の教育職員	304	291	321	322	310	1,548	12.5%
警察職員	-	-	-	-	-	-	-
消防職員	286	284	233	250	289	1,342	10.8%
電気・ガス・水道事業職員	112	86	73	83	64	418	3.4%
運輸事業職員	133	153	148	174	136	744	6.0%
清掃事業職員	622	488	423	400	422	2,355	19.0%
船員	1	-	-	-	-	1	0.01%
その他の職員	1,037	927	941	1,047	975	4,927	39.8%
合計	2,495	2,229	2,139	2,276	3,255	12,394	100.0%

一部事務組合等において職員区分別に過去５年間の合計をみると、「その他の職員」を除くと「消防職員」が 2,137 件で全体の 21.4％と最も多く、次いで「義務教育学校職員以外の教育職員」の 820 件（8.2％）、「清掃事業職員」の 351 件（3.5％）などの順となっている。

表１０　一部事務組合等における職員区分別公務災害認定件数　（件）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計	構成比
義務教育学校職員	-	-	-	-	-	-	-
義務教育学校職員以外の教育職員	181	200	145	136	158	820	8.2%
警察職員	-	-	-	-	-	-	-
消防職員	450	427	401	431	428	2,137	21.4%
電気・ガス・水道事業職員	18	16	20	15	17	86	0.9%
運輸事業職員	-	-	-	-	-	-	-
清掃事業職員	71	75	60	77	68	351	3.5%
船員	-	-	1	1	1	3	0.03%
その他の職員	1,095	1,258	1,212	1,398	1,617	6,580	66.0%
合計	1,815	1,976	1,839	2,058	2,289	9,977	100.0%

町村において職員区分別に過去５年間の合計をみると、「その他の職員」を除くと「義務教育学校職員以外の教育職員」が 480 件で全体の 9.4％と最も多く、次いで「電気・ガス・水道事業職員」の 157 件（3.1％）、「消防職員」の 120 件（2.4％）、「清掃事業職員」の 97 件（1.9％）などの順となっている。

表１１　町村における職員区分別公務災害認定件数　（件）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計	構成比
義務教育学校職員	-	-	-	-	-	-	-
義務教育学校職員以外の教育職員	103	96	83	88	110	480	9.4%
警察職員	-	-	-	-	-	-	-
消防職員	27	27	19	21	26	120	2.4%
電気・ガス・水道事業職員	29	27	36	30	35	157	3.1%
運輸事業職員	-	-	1	2	1	4	0.1%
清掃事業職員	17	24	16	18	22	97	1.9%
船員	-	2	2	-	1	5	0.1%
その他の職員	879	805	846	814	885	4,229	83.1%
合計	1,055	981	1,003	973	1,080	5,092	100.0%

２　公務上死亡災害の状況

（１）概要　〔統計表　第１表　参照〕

公務上死亡者数は、平成 23 年度を除き、平成 11 年度以降 30～50 人前後で推移しており、平成 29 年度の公務上死亡者数は 35 人で、前年度に比べ 10 人（22.2%）減少した。

図１０　公務上死亡者数の推移

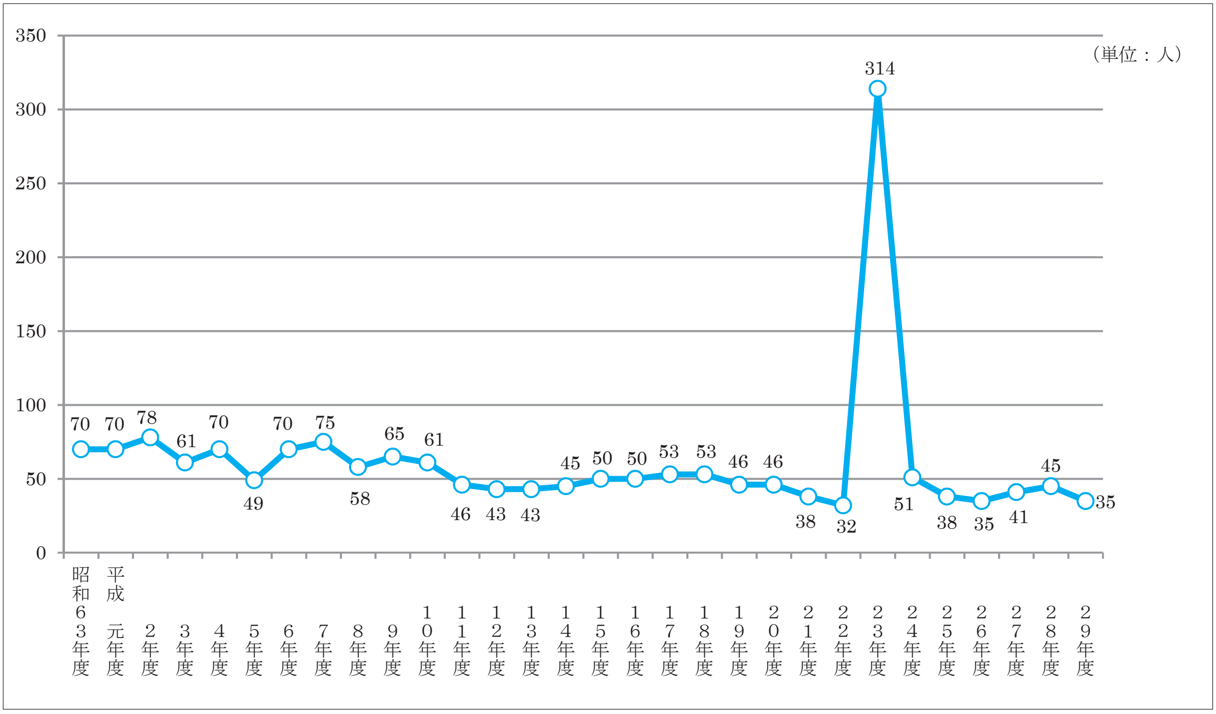

※平成 23 年度以降は、東日本大震災に起因する公務上死亡者を含む。

職員 10 万人当たりの公務上死亡者数は、平成 23 年度を除き、平成 8 年度以降 1 人台で推移している。

図１１　公務上死亡者数１０万人率の推移

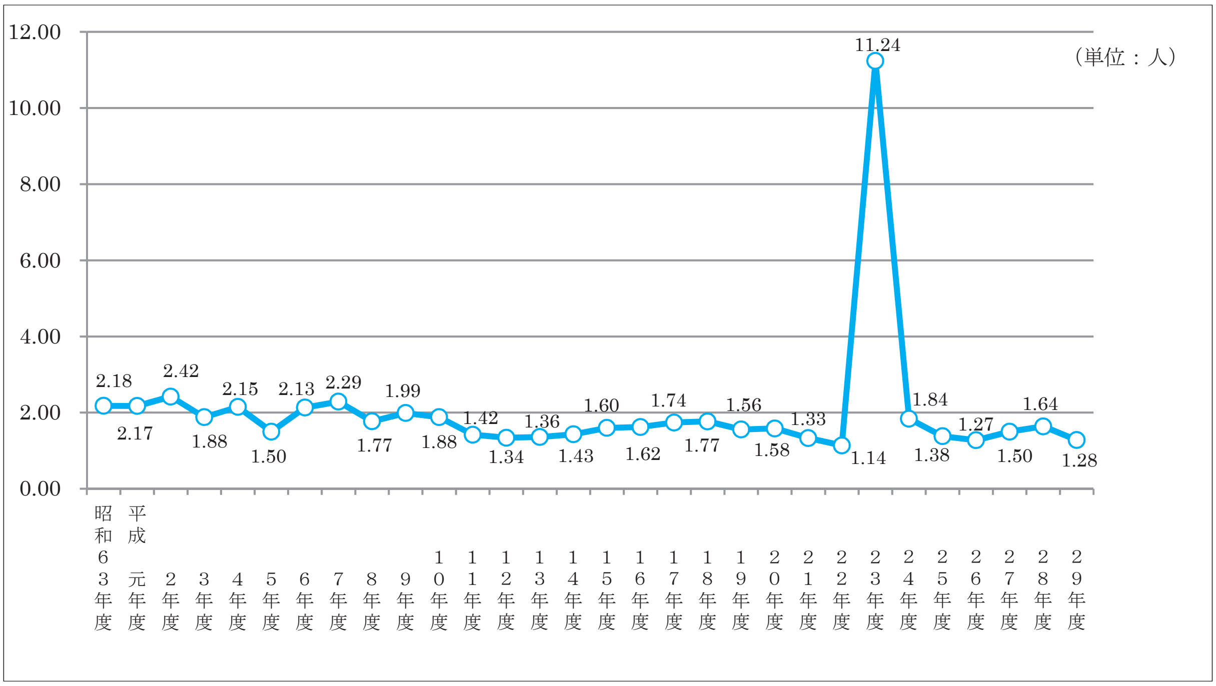

※10 万人率の基礎となる職員数は、総務省（旧自治省）「地方公務員給与の実態」各年版による（平成 26 年度までは教育長を含む）。

（２）団体種類別　〔統計表　第８表　参照〕

平成 29 年度の公務上死亡者数を団体種類別にみると、「都道府県」が 18 人で全体の 51.4%と最も多く、次いで「市（特別区含む）」の 10 人（28.6%）、「指定都市」の 3 人（8.6%）、「町村」及び「一部事務組合等」のそれぞれ 2 人（5.7%）の順となっている。

図１２　団体種類別公務上死亡者数

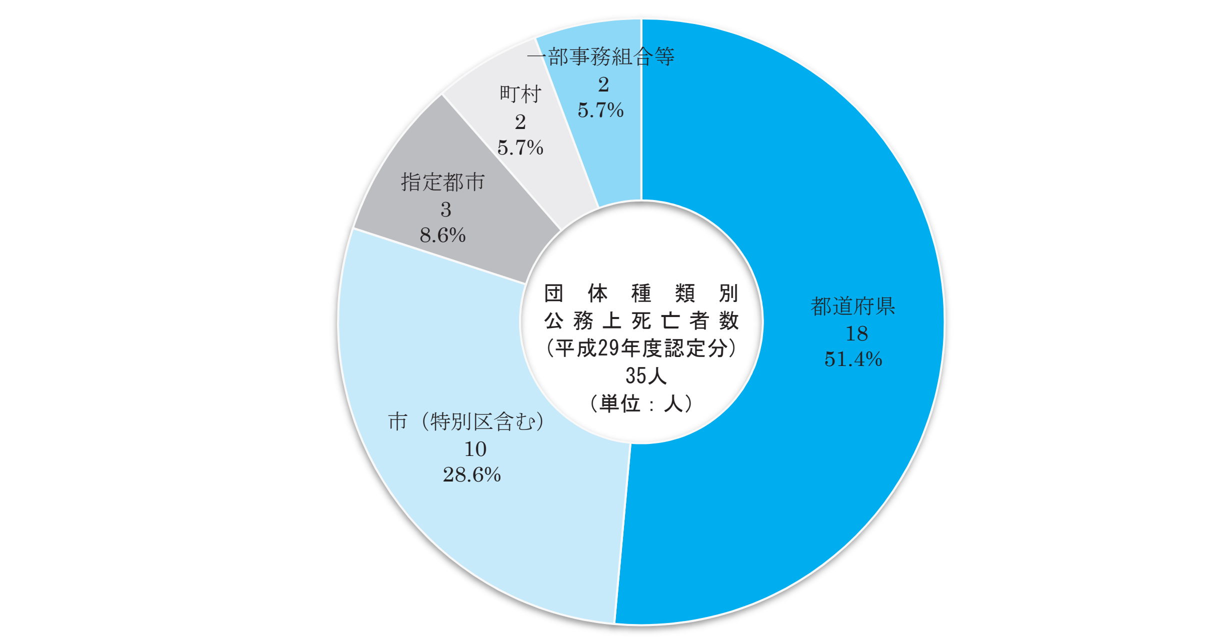

表１２　団体種類別公務上死亡者数の推移　（人）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
都道府県	14	16	21	27	18
指定都市	4	4	3	10	3
市（特別区含む）	12	5	11	5	10
町村	5	5	3	-	2
一部事務組合等	3	5	3	3	2
合計	38	35	41	45	35

図１３　団体種類別公務上死亡者数の推移

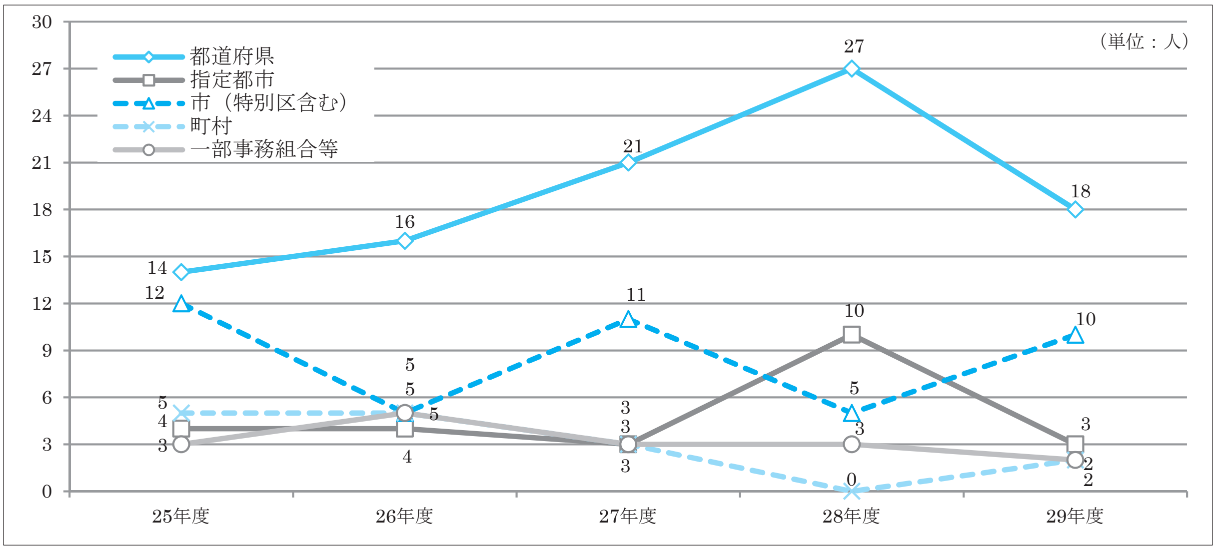

（３）職員区分別　〔統計表　第９表　参照〕

平成 29 年度の公務上死亡者数を職員区分別にみると、「その他の職員」を除くと「義務教育学校職員」が 7 人で全体の 20.0%と最も多く、次いで「警察職員」及び「消防職員」のそれぞれ 5 人（14.3%）、「義務教育学校職員以外の教育職員」及び「電気・ガス・水道事業職員」のそれぞれ 2 人（5.7%）などの順となっている。

図１４　職員区分別公務上死亡者数

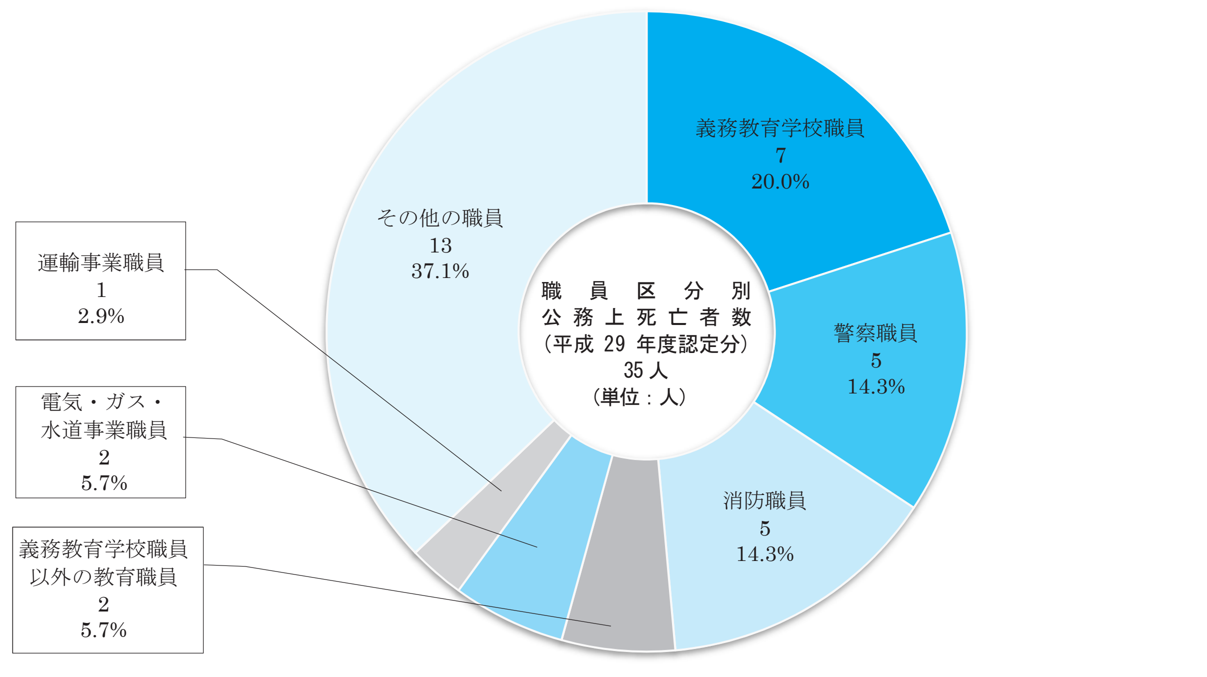

また、過去 5 年間の合計でみると、「その他の職員」を除くと「消防職員」が 38 人で全体の 19.6%と最も多く、次いで「警察職員」の 29 人（14.9%）、「義務教育学校職員」の 27 人（13.9%）などの順となっている。

表１３　職員区分別公務上死亡者数の推移　（人）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計	構成比
義務教育学校職員	6	4	4	6	7	27	13.9%
義務教育学校職員以外の教育職員	2	4	2	2	2	12	6.2%
警察職員	5	6	6	7	5	29	14.9%
消防職員	6	6	4	17	5	38	19.6%
電気・ガス・水道事業職員	5	2	2	1	2	12	6.2%
運輸事業職員	-	-	1	2	1	4	2.1%
清掃事業職員	-	1	2	2	-	5	2.6%
船員	-	-	-	-	-	-	-
その他の職員	14	12	20	8	13	67	34.5%
合計	38	35	41	45	35	194	100.0%

（４）年齢段階別　〔統計表　第１０表　参照〕

平成 29 年度の公務上死亡者数を年齢段階別にみると、「40～49 歳」の年齢層が 12 人で全体の 34.3%と最も多く、次いで「20～29 歳」の 8 人（22.9%）、「50～59 歳」の 7 人（20.0%）などの順となっている。

死亡原因を年齢別にみると、「負傷」による死亡では、「40～49 歳」が 5 人で負傷による死亡全体の 50.0%を占め、次いで「50～59 歳」の 3 人（30.0%）、「20～29 歳」の 2 人（20.0%）の順となっている。

「疾病」による死亡では、「40～49 歳」が 7 人で疾病による死亡全体の 33.3%と最も多く、次いで「20～29 歳」、「30～39 歳」及び「50～59 歳」のそれぞれ 4 人（19.0%）、「60 歳以上」の 2 人（9.5%）の順となっている。

「その他の死亡」では、「20～29 歳」が 2 人でその他の死亡全体の 50.0%と最も多く、次いで「30～39 歳」及び「60 歳以上」のそれぞれ 1 人（25.0%）の順となっている。

表１４　年齢段階別・傷病区分別公務上死亡者数　（人）

	負　傷		疾　病		その他の死亡		合　計	
19 歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-
20～29 歳	2	(20.0%)	4	(19.0%)	2	(50.0%)	8	(22.9%)
30～39 歳	-	-	4	(19.0%)	1	(25.0%)	5	(14.3%)
40～49 歳	5	(50.0%)	7	(33.3%)	-	-	12	(34.3%)
50～59 歳	3	(30.0%)	4	(19.0%)	-	-	7	(20.0%)
60 歳以上	-	-	2	(9.5%)	1	(25.0%)	3	(8.6%)
合　計	10	(100.0%)	21	(100.0%)	4	(100.0%)	35	(100.0%)

図１５　年齢段階別・傷病区分別公務上死亡者数

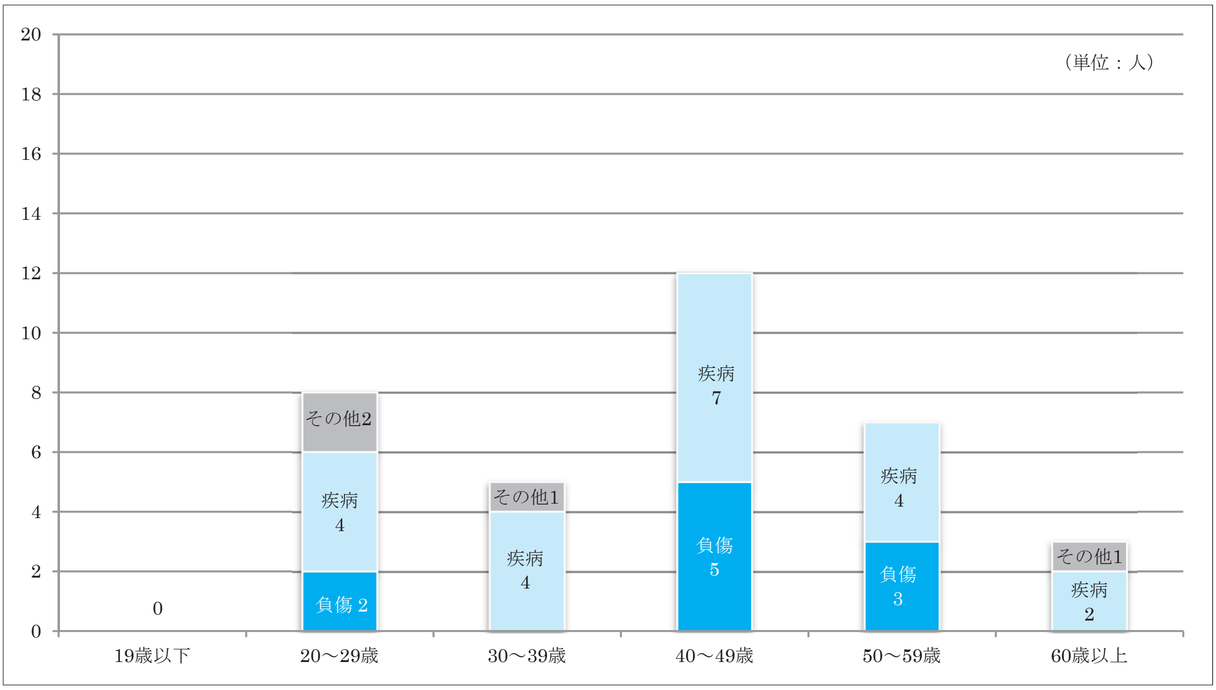

（５）事故の型別　〔統計表　第１１表　参照〕　※「事故の型」の説明等については、43・44ページを参照

平成 29 年度の公務上死亡者数を事故の型別にみると、「その他」を除くと「墜落・転落」が 7 人で全体の 20.0%と最も多く、次いで「有害物等との接触」の 3 人（8.6%）、「おぼれ」及び「交通事故」のそれぞれ 2 人（5.7%）などの順となっている。

図１６　事故の型別公務上死亡者数

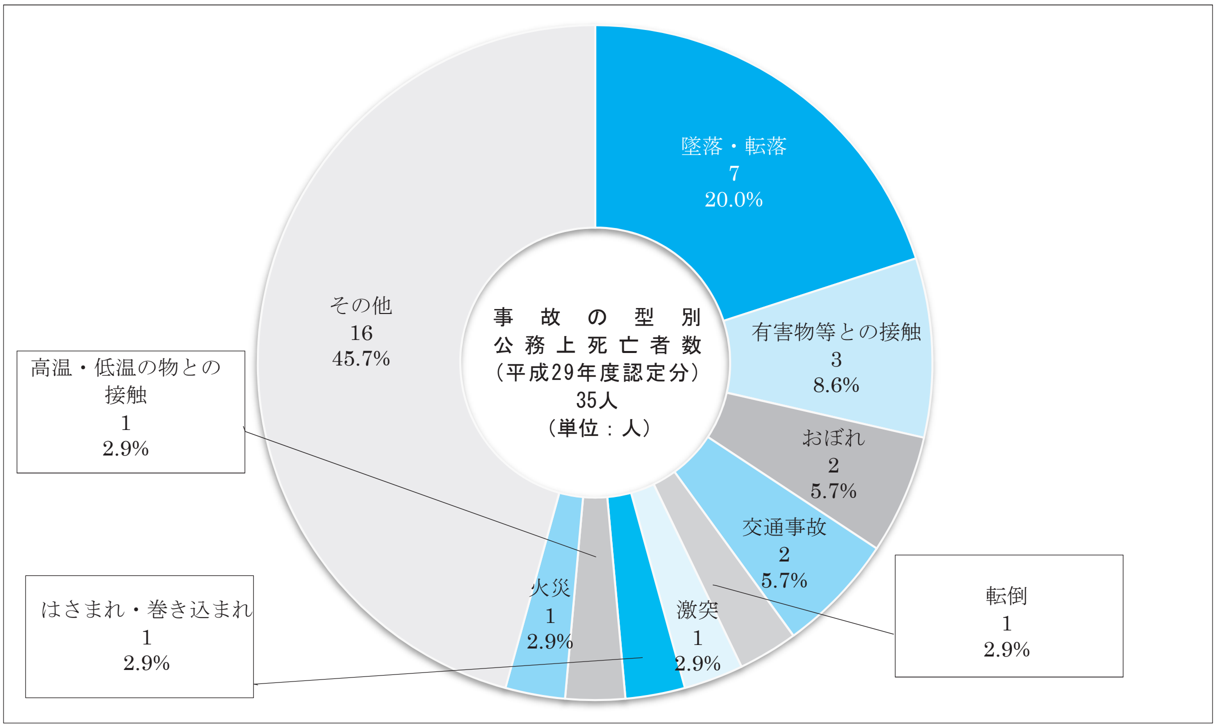

過去 5 年間の合計でみると、「その他」を除くと「墜落・転落」が 33 人で全体の 17.0%と最も多く、次いで「有害物等との接触」の 18 人（9.3%）、「交通事故」の 16 人（8.2%）、「おぼれ」の 9 人（4.6%）などの順となっている。

表１５　事故の型別公務上死亡者数の推移　（人）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計	構成比
墜落・転落	5	1	6	14	7	33	17.0%
有害物等との接触	6	2	2	5	3	18	9.3%
交通事故	5	4	3	2	2	16	8.2%
おぼれ	2	2	2	1	2	9	4.6%
激突	-	2	-	-	1	3	1.5%
はさまれ・巻き込まれ	-	1	1	-	1	3	1.5%
故意の加害行為	2	-	1	-	-	3	1.5%
転倒	2	-	-	-	1	3	1.5%
高温・低温の物との接触	-	-	-	1	1	2	1.0%
崩壊・倒壊	-	1	-	-	-	1	0.5%
火災	-	-	-	-	1	1	0.5%
その他	16	22	26	22	16	102	52.6%
合計	38	35	41	45	35	194	100.0%

（６）交通事故による公務上死亡災害の状況　〔統計表　第１２表、第１３表　参照〕

平成 29 年度の交通事故による公務上死亡者数は 2 人で、前年度と同数であった。

また、昭和 63 年度から平成 29 年度までの交通事故による公務上死亡者数は、平成 7 年度の 29 人をピークとして、その後多少の増減はあるものの減少傾向にある。

図１７　交通事故による公務上死亡者数の推移

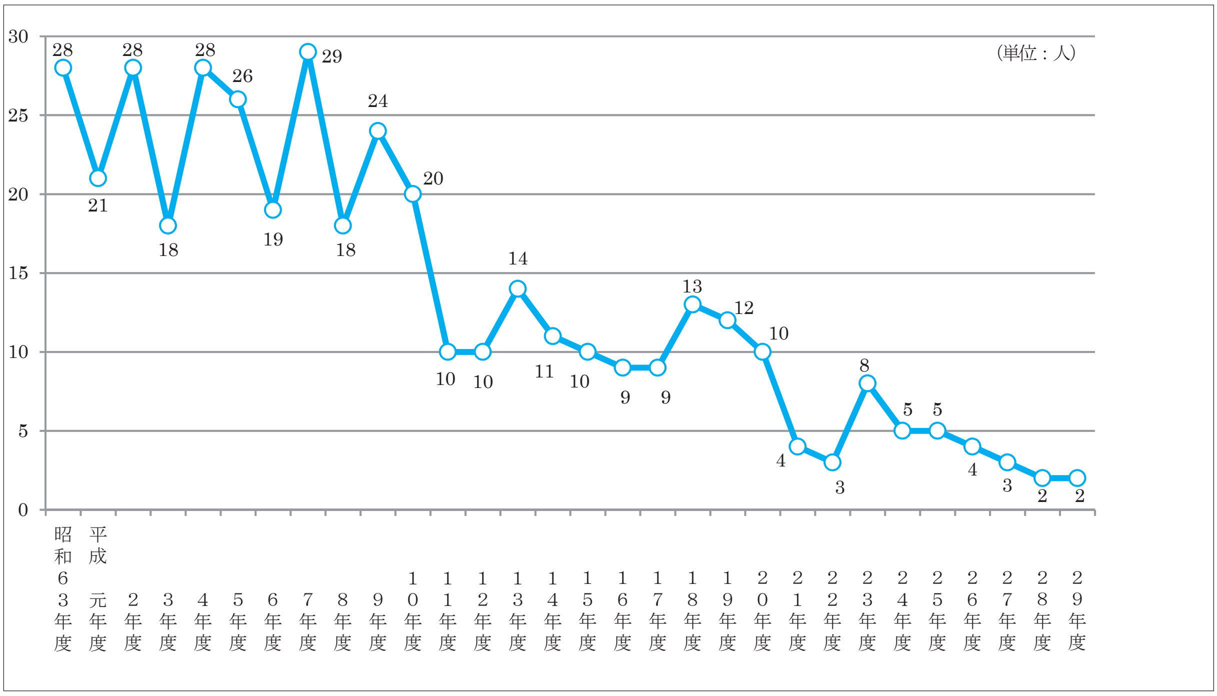

平成 29 年度の交通事故による公務上死亡者 2 人を職員区分別にみると、「義務教育学校職員」及び「警察職員」となっている。

また、勤務態様別にみると、「職務遂行中」及び「遠距離出張中」となっている。

図１８　職員区分別交通事故による公務上死亡者数

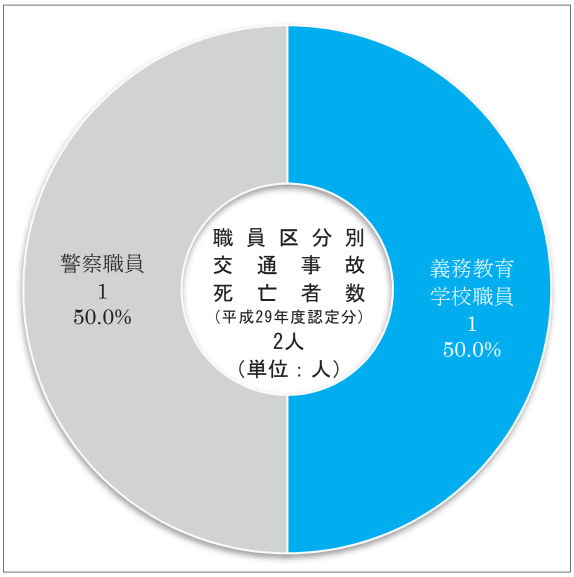

図１９　勤務態様別交通事故による公務上死亡者数

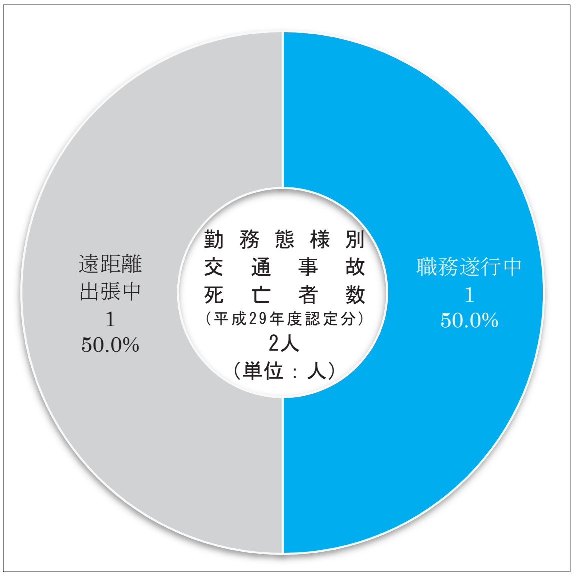

３　公務災害発生割合の高い職種の公務災害認定状況

（１）概要　〔統計表　第５表～第７表　参照〕

平成29年度の公務災害認定件数を被災職員の職種別にみると、「その他の職員」を除くと「教育公務員」が7,137件で全体の27.2％と最も多く、次いで「警察官」の5,776件（22.0％）、「看護師」の2,810件（10.7％）、「消防吏員」の1,352件（5.2％）、「清掃業務員」の1,011件（3.9％）などの順となっている。

また、千人率をみると、「医師・歯科医師」が38.45件で最も高く、次いで「清掃業務員」の30.26件、「調理員」の25.19件、「警察官」の22.18件、「看護師」の21.47件などの順となっている。

表１６　職種別公務災害認定状況

職　　種	公務災害認定件数（件）		構成比（％）	対象職員数（人）	千人率（件）
医師・歯科医師	957	-	3.7	24,892	38.45
看護師	2,810	-	10.7	130,895	21.47
保健師・助産師	190	-	0.7	38,326	4.96
その他の医療技術者	426	-	1.6	40,891	10.42
保育士・児童自立支援専門員・寄宿舎指導員等	712	-	2.7	96,369	7.39
船員	19	-	0.1	2,227	8.53
電話交換手	-	-	-	407	-
調理員	603	-	2.3	23,939	25.19
道路補修員	31	-	0.1	3,127	9.91
教育公務員	7,137	(9)	27.2	844,458	8.45
警察官	5,776	(5)	22.0	260,431	22.18
消防吏員	1,352	(5)	5.2	159,697	8.47
清掃業務員	1,011	-	3.9	33,413	30.26
その他の職員	5,187	(16)	19.8	1,085,366	4.78
合計	26,211	(35)	100.0	2,744,438	

※（　）内は死亡者数で内数

図２０　職種別公務災害千人率

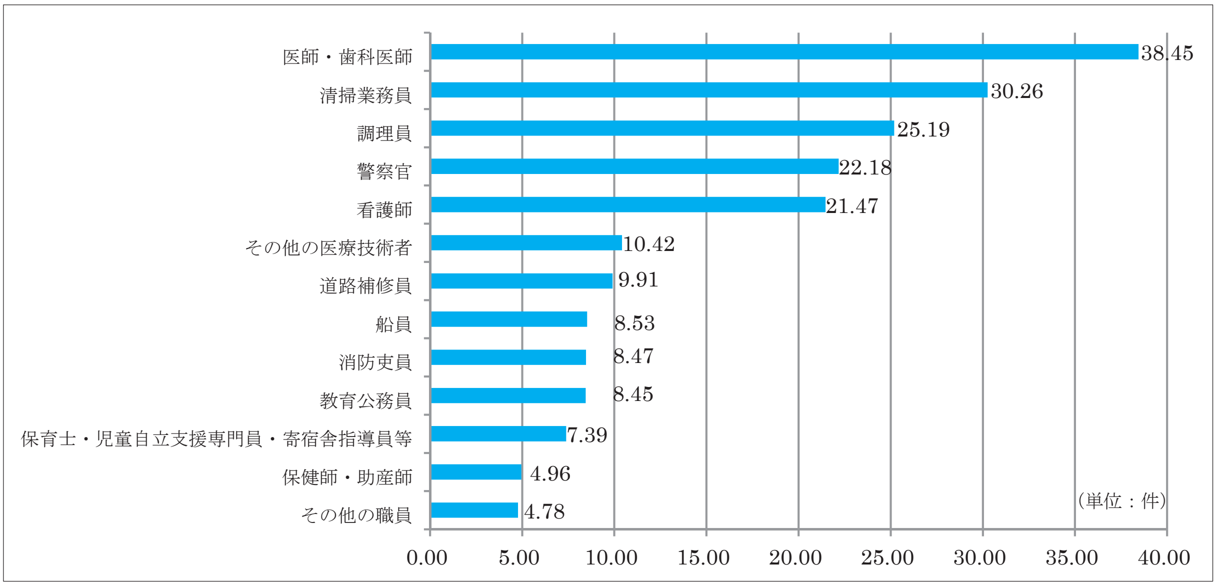

（２）医師・歯科医師　〔統計表　第５表～第７表　参照〕

平成 29 年度における「医師・歯科医師」の公務災害認定件数は 957 件で全体の 3.7%を占めている。千人率でみると 38.45 件で、他の職種と比較して最も高い数値となっている。

年度別による医師・歯科医師の公務災害認定状況をみると、平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間では、平成 29 年度が 957 件で最も多く、同年度の公務災害全体の 3.7%を占め、次いで平成 28 年度の 943 件（同 3.7%）、平成 27 年度の 898 件（同 3.6%）などの順となっている。

過去 10 年間の千人率でみると、平成 29 年度が 38.45 件で最も高く、次いで平成 28 年度の 37.96 件、平成 27 年度の 35.78 件などの順となっており、公務災害認定件数及び千人率は増加傾向にある。

図２１　医師・歯科医師の年度別公務災害認定状況

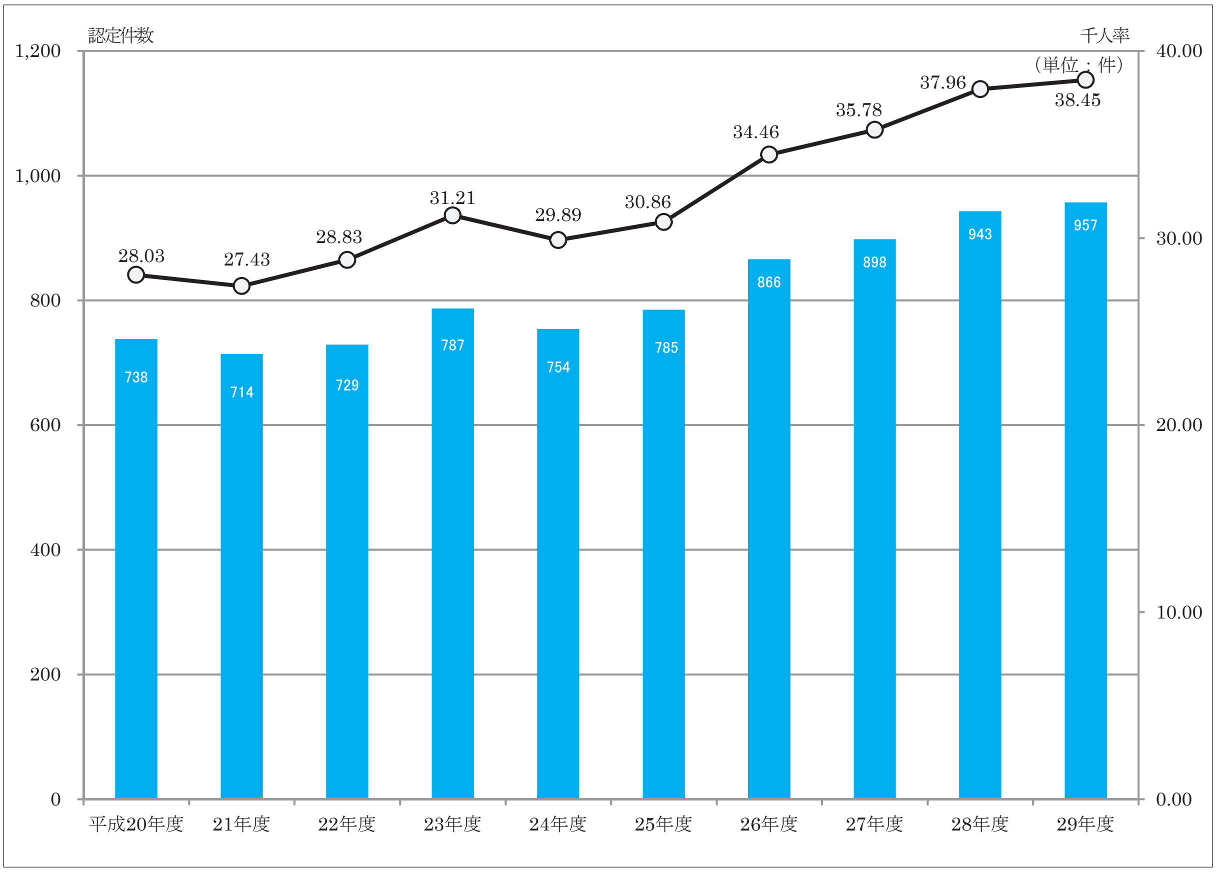

表１７　医師・歯科医師の公務災害認定件数等の推移

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認定件数	738	714	729	787	754	785	866	898	943	957
構成比	2.8%	2.8%	2.9%	3.1%	3.0%	3.1%	3.4%	3.6%	3.7%	3.7%
対象職員数	26,333	26,029	25,286	25,213	25,224	25,438	25,128	25,100	24,845	24,892
千人率	28.03	27.43	28.83	31.21	29.89	30.86	34.46	35.78	37.96	38.45

次に認定事由別でみると、平成 29 年度の「負傷」は 893 件で医師・歯科医師の公務災害認定件数全体の 93.3%を占め、「負傷による疾病」は 18 件（1.9%）、「その他の疾病」は 46 件（4.8%）となっている。

さらに詳細にみると、「負傷」では、「自己の職務遂行中」が 881 件で負傷全体の 98.7%と最も多く、次いで「出張中又は赴任途上」の 10 件（1.1%）などの順となっている。

「その他の疾病」では、「その他」を除くと「眼疾患」が6件でその他の疾病全体の13.0%と最も多く、次いで「呼吸器疾患」及び「肝臓疾患」のそれぞれ5件（10.9%）などの順となっている。

表１８　医師・歯科医師の公務災害認定事由別件数の推移　　　　（件）

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
負傷	自己の職務遂行中	685	775	814	856	881
	訓練中	-	-	-	-	-
	担当外の職務遂行中	-	-	-	-	-
	出張中又は赴任途上	8	7	11	7	10
	出退勤途上（公務上のもの）	4	4	6	3	2
	レクリエーション参加中	-	-	1	1	-
	設備の不完全又は管理上の不注意	-	1	1	1	-
	職務遂行に伴う怨恨	1	-	-	-	-
	その他	5	3	4	5	-
	小計	703	790	837	873	893
負傷による疾病		7	9	20	28	18
その他の疾病	職業病	1	1	1	1	1
	脳疾患	-	2	-	-	-
	心疾患	-	-	3	-	-
	精神疾患	-	-	1	1	-
	呼吸器疾患	6	6	3	3	5
	肝臓疾患	11	13	5	5	5
	胸腹部臓器疾患（肝臓疾患除く）	2	-	-	-	-
	食中毒	-	-	-	-	-
	腰痛	-	-	-	-	-
	頸肩腕症候群	-	-	-	-	-
	皮膚病	-	-	3	1	1
	眼疾患	3	10	10	6	6
	耳疾患	1	1	-	-	-
	鼻疾患	-	-	-	-	-
	その他	50	34	15	25	28
	小計	74	67	41	42	46
その他の死亡		1	-	-	-	-
合計		785	866	898	943	957

※出退勤途上の負傷は通勤災害となるが、深夜に勤務が開始又は終了した場合等には公務上のものとして取り扱われる。

（３）清掃業務員　〔統計表　第５表～第７表　参照〕

平成29年度における「清掃業務員」の公務災害認定件数は1,011件で全体の3.9%を占めている。千人率でみると30.26件で、「医師・歯科医師」に次いで高い数値となっている。

年度別による清掃業務員の公務災害認定状況をみると、平成20年度から平成29年度までの10年間では、平成20年度が1,727件で最も多く、同年度の公務災害全体の6.5%を占め、次いで平成21年度の1,575件（同6.2%）、平成22年度の1,477件（同5.9%）などの順となっている。

過去10年間の千人率でみると、平成20年度が35.74件で最も高く、次いで平成23年度の35.35件、平成21年度の34.40件などの順となっている。

近年では、公務災害認定件数及び公務災害全体に占める割合は減少傾向にあるが、千人率は昨年度に続き増加となった。

図２２　清掃業務員の年度別公務災害認定状況

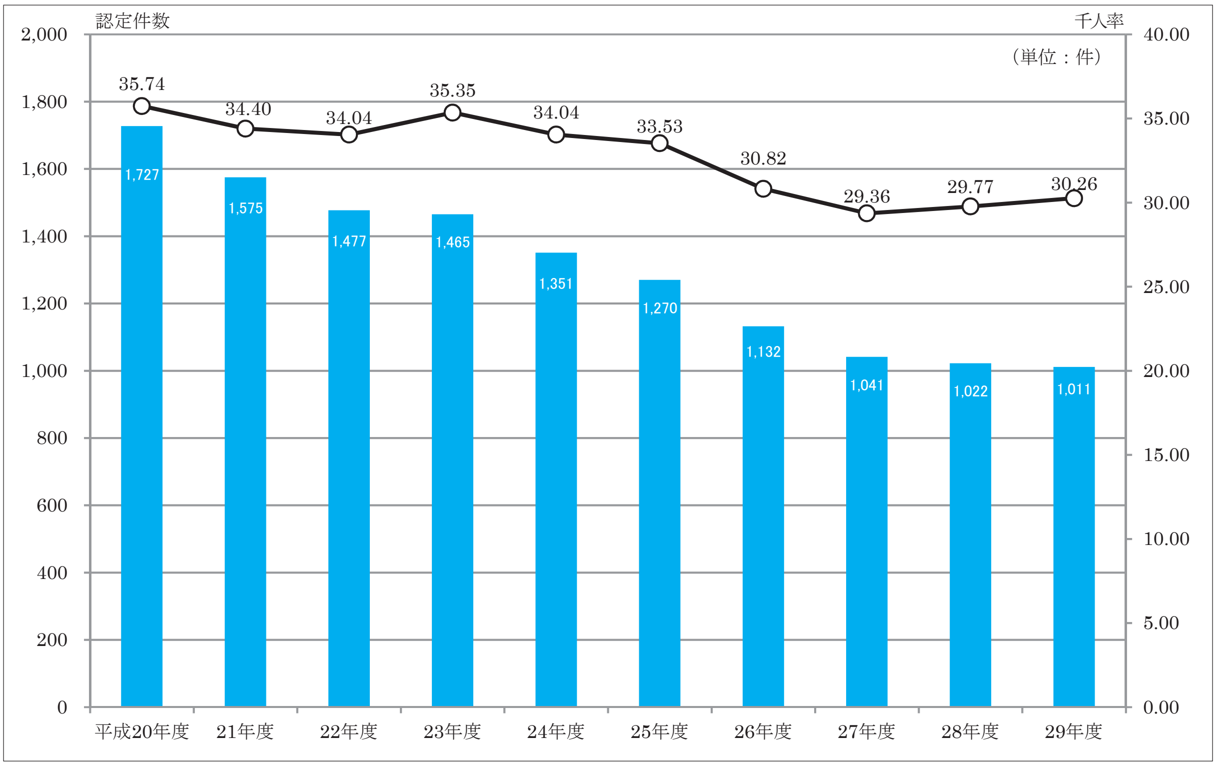

表１９　清掃業務員の公務災害認定件数等の推移

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認定件数	1,727	1,575	1,477	1,465	1,351	1,270	1,132	1,041	1,022	1,011
構成比	6.5%	6.2%	5.9%	5.7%	5.3%	5.0%	4.5%	4.2%	4.0%	3.9%
対象職員数	48,320	45,781	43,393	41,445	39,685	37,873	36,731	35,453	34,326	33,413
千人率	35.74	34.40	34.04	35.35	34.04	33.53	30.82	29.36	29.77	30.26

次に認定事由別でみると、平成29年度の「負傷」は861件で清掃業務員の公務災害認定件数全体の85.2%を占め、「負傷による疾病」は58件（5.7%）、「その他の疾病」は92件（9.1%）となっている。

さらに詳細にみると、「負傷」では、「自己の職務遂行中」が837件で負傷全体の97.2%と最も多く、次いで「出張中又は赴任途上」の16件（1.9%）などの順となっている。

「その他の疾病」では、「その他」を除くと「眼疾患」が33件でその他の疾病全体の35.9%と最も多く、次いで「皮膚病」の23件（25.0%）、「腰痛」の14件（15.2%）などの順となっている。なお、「眼疾患」、「皮膚病」及び「腰痛」については、他の職種と比べ発生割合が高くなっている。

表２０　清掃業務員の公務災害認定事由別件数の推移　（件）

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
負傷	自己の職務遂行中	1,072	949	839	862	837
	訓練中	-	-	-	-	-
	担当外の職務遂行中	-	1	-	-	1
	出張中又は赴任途上	15	18	27	15	16
	出退勤途上（公務上のもの）	6	1	3	8	1
	レクリエーション参加中	7	1	5	2	3
	設備の不完全又は管理上の不注意	-	1	-	-	2
	職務遂行に伴う怨恨	3	1	-	-	-
	その他	1	-	1	3	1
	小計	1,104	972	875	890	861
負傷による疾病		52	68	61	61	58
その他の疾病	職業病	1	-	1	-	2
	脳疾患	-	-	-	-	-
	心疾患	-	-	-	-	-
	精神疾患	-	-	-	-	-
	呼吸器疾患	1	1	-	1	1
	肝臓疾患	-	-	-	-	-
	胸腹部臓器疾患（肝臓疾患除く）	-	-	-	-	-
	食中毒	-	-	-	-	-
	腰痛	8	7	14	13	14
	頸肩腕症候群	-	1	-	-	-
	皮膚病	29	13	32	23	23
	眼疾患	35	38	36	22	33
	耳疾患	2	1	1	-	-
	鼻疾患	-	-	-	-	-
	その他	38	31	20	12	19
	小計	114	92	104	71	92
その他の死亡		-	-	1	-	-
合計		1,270	1,132	1,041	1,022	1,011

※出退勤途上の負傷は通勤災害となるが、深夜に勤務が開始又は終了した場合等には公務上のものとして取り扱われる。

（4）調理員　〔統計表　第５表～第７表　参照〕

平成 29 年度における「調理員」の公務災害認定件数は 603 件で全体の 2.3%を占めている。千人率でみると 25.19 件で、「医師・歯科医師」「清掃業務員」に次いで 3 番目に高い数値となっている。

年度別による調理員の公務災害認定状況をみると、平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間では、平成 20 年度が 1,227 件で最も多く、同年度の公務災害全体の 4.6%を占め、次いで平成 21 年度の 1,102 件（同 4.4%）、平成 22 年度の 1,049 件（同 4.2%）などの順となっている。

過去 10 年間の千人率でみると、平成 22 年度が 27.13 件で最も高く、次いで平成 20 年度の 26.59 件、平成 23 年度の 26.28 件などの順となっている。

近年では、公務災害認定件数及び千人率は減少傾向にあったが、平成 29 年度はいずれも増加となった。

図２３　調理員の年度別公務災害認定状況

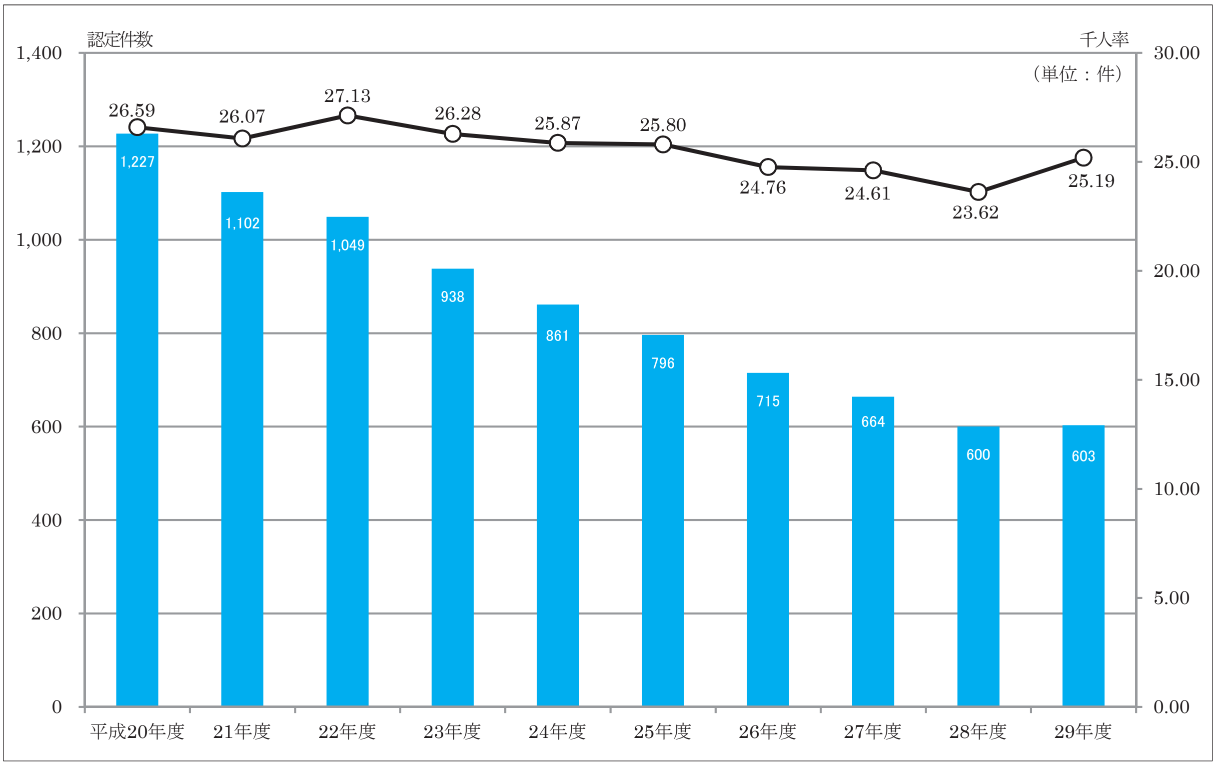

表２１　調理員の公務災害認定件数等の推移

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認定件数	1,227	1,102	1,049	938	861	796	715	664	600	603
構成比	4.6%	4.4%	4.2%	3.6%	3.4%	3.1%	2.8%	2.7%	2.4%	2.3%
対象職員数	46,141	42,265	38,660	35,690	33,282	30,851	28,878	26,976	25,406	23,939
千人率	26.59	26.07	27.13	26.28	25.87	25.80	24.76	24.61	23.62	25.19

次に認定事由別でみると、平成 29 年度の「負傷」は 581 件で調理員の公務災害認定件数全体の 96.4%を占め、「負傷による疾病」は 5 件（0.8%）、「その他の疾病」は 17 件（2.8%）となっている。

さらに詳細にみると、「負傷」では、「自己の職務遂行中」が 579 件で負傷全体の 99.7%と最も多く、次いで「出張中又は赴任途上」及び「出退勤途上（公務上のもの）」のそれぞれ 1 件（0.2%）の順となっている。

「その他の疾病」では、「その他」を除くと「眼疾患」が 8 件でその他の疾病全体の 47.1%と最も多く、次いで「職業病」及び「腰痛」のそれぞれ 2 件（11.8%）の順となっている。

表２２　調理員の公務災害認定事由別件数の推移　（件）

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
負傷	自己の職務遂行中	760	687	638	565	579
	訓練中	-	1	-	-	-
	担当外の職務遂行中	-	-	-	-	-
	出張中又は赴任途上	8	5	4	5	1
	出退勤途上（公務上のもの）	5	3	-	4	1
	レクリエーション参加中	1	-	-	2	-
	設備の不完全又は管理上の不注意	-	3	1	2	-
	職務遂行に伴う怨恨	-	-	-	-	-
	その他	1	-	2	-	-
	小計	775	699	645	578	581
負傷による疾病		8	6	8	10	5
その他の疾病	職業病	-	-	1	1	2
	脳疾患	-	-	-	-	-
	心疾患	-	-	-	-	-
	精神疾患	-	-	-	-	-
	呼吸器疾患	-	-	-	-	-
	肝臓疾患	-	-	-	-	-
	胸腹部臓器疾患（肝臓疾患除く）	-	-	-	-	-
	食中毒	-	-	-	-	-
	腰痛	1	2	3	4	2
	頸肩腕症候群	-	-	-	1	-
	皮膚病	-	-	1	-	-
	眼疾患	3	3	3	4	8
	耳疾患	-	-	-	-	-
	鼻疾患	-	-	-	-	-
	その他	9	5	3	2	5
	小計	13	10	11	12	17
その他の死亡		-	-	-	-	-
合計		796	715	664	600	603

※出退勤途上の負傷は通勤災害となるが、深夜に勤務が開始又は終了した場合等には公務上のものとして取り扱われる。

（５）警察官　〔統計表　第５表～第７表　参照〕

平成 29 年度における「警察官」の公務災害認定件数は 5,776 件で全体の 22.0%を占めている。千人率でみると 22.18 件で、「医師・歯科医師」「清掃業務員」「調理員」に次いで 4 番目に高い数値となっている。

年度別による警察官の公務災害認定状況をみると、平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間では、平成 29 年度が 5,776 件で最も多く、同年度の公務災害全体の 22.0%を占め、次いで平成 24 年度の 5,649 件（同 22.1%）、平成 25 年度の 5,630 件（同 22.0%）などの順となっている。

過去 10 年間の千人率でみると、平成 29 年度が 22.18 件で最も高く、次いで平成 24 年度の 22.09 件、平成 25 年度の 21.99 件などの順となっている。

公務災害認定件数及び千人率は、平成 23 年度までの減少傾向から、平成 24 年度に一度増加に転じ、翌平成 25 年度から再び減少傾向にあったが、平成 29 年度は昨年度に続き増加となった。

図２４　警察官の年度別公務災害認定状況

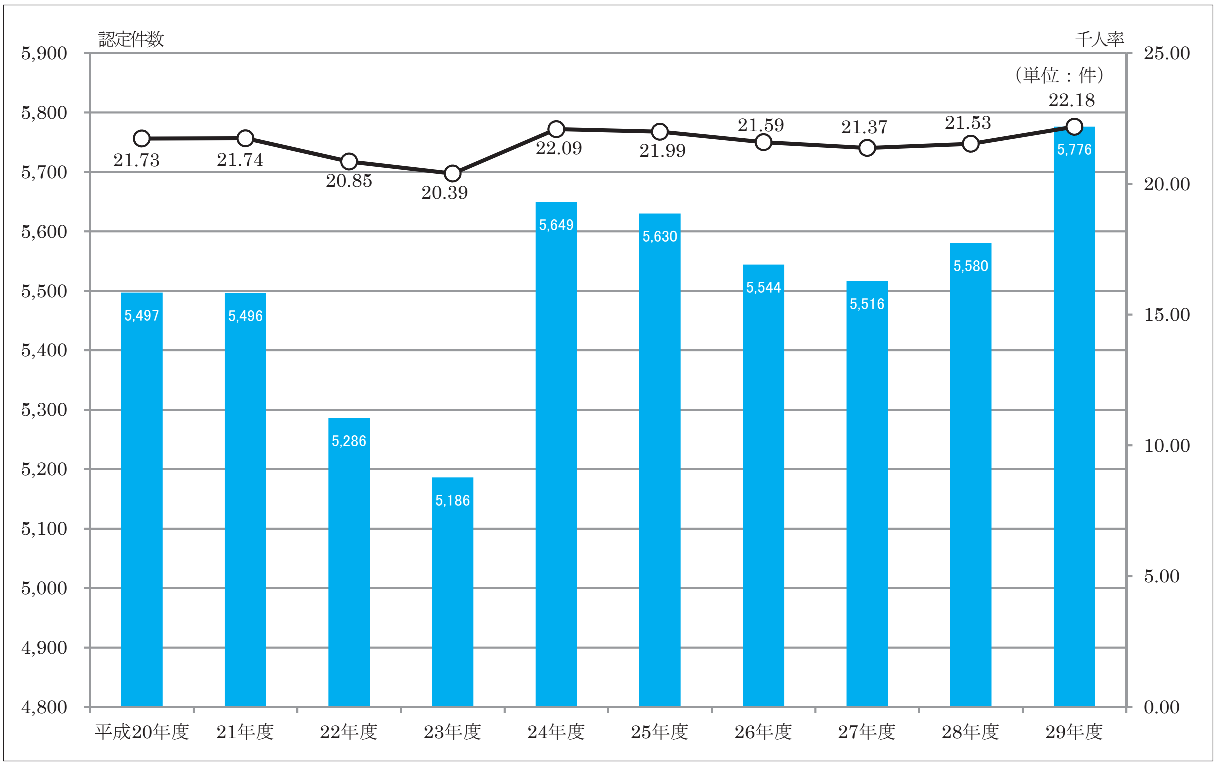

表２３　警察官の公務災害認定件数等の推移

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
認定件数	5,497	5,496	5,286	5,186	5,649	5,630	5,544	5,516	5,580	5,776
構成比	20.7%	21.8%	21.0%	20.2%	22.1%	22.0%	21.9%	22.2%	22.0%	22.0%
対象職員数	252,917	252,845	253,510	254,318	255,734	256,026	256,828	258,076	259,158	260,431
千人率	21.73	21.74	20.85	20.39	22.09	21.99	21.59	21.37	21.53	22.18

次に認定事由別でみると、平成 29 年度の「負傷」は 5,617 件で警察官の公務災害認定件数全体の 97.2%を占め、「負傷による疾病」は 38 件（0.7%）、「その他の疾病」は 120 件（2.1%）となっている。

さらに詳細にみると、「負傷」では、「訓練中」が 2,615 件で負傷全体の 46.6%と最も多く、次いで「自己の職務遂行中」の 2,420 件（43.1%）、「出張中又は赴任途上」の 385 件（6.9%）などの順となっている。なお、「訓練中」による負傷の発生割合が最も高い職種となっている。

「その他の疾病」では、「その他」を除くと「腰痛」が 17 件でその他の疾病全体の 14.2%と最も多く、次いで「呼吸器疾患」の 6 件（5.0%）、「精神疾患」及び「皮膚病」のそれぞれ 5 件（4.2%）などの順となっている。

表２４　警察官の公務災害認定事由別件数の推移

(件)

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
負傷	自己の職務遂行中	2,626	2,269	2,243	2,431	2,420
	訓練中	2,306	2,454	2,476	2,476	2,615
	担当外の職務遂行中	4	-	2	1	4
	出張中又は赴任途上	379	465	476	320	385
	出退勤途上（公務上のもの）	45	47	44	39	53
	レクリエーション参加中	4	4	7	10	10
	設備の不完全又は管理上の不注意	1	3	1	-	1
	職務遂行に伴う怨恨	-	-	1	-	1
	その他	73	107	127	139	128
	小計	5,438	5,349	5,377	5,416	5,617
負傷による疾病		54	54	41	28	38
その他の疾病	職業病	1	5	7	1	1
	脳疾患	4	4	2	1	-
	心疾患	3	1	3	2	1
	精神疾患	1	2	1	4	5
	呼吸器疾患	4	26	3	5	6
	肝臓疾患	-	-	-	2	-
	胸腹部臓器疾患（肝臓疾患除く）	1	1	11	-	-
	食中毒	-	-	-	-	-
	腰痛	24	17	14	17	17
	頸肩腕症候群	-	-	-	4	-
	皮膚病	3	2	1	1	5
	眼疾患	-	-	5	1	4
	耳疾患	3	2	3	2	1
	鼻疾患	-	-	-	-	-
	その他	94	79	48	96	80
	小計	138	139	98	136	120
その他の死亡		-	2	-	-	1
合計		5,630	5,544	5,516	5,580	5,776

※出退勤途上の負傷は通勤災害となるが、深夜に勤務が開始又は終了した場合等には公務上のものとして取り扱われる。

（６）看護師　〔統計表　第５表～第７表　参照〕

平成 29 年度における「看護師」の公務災害認定件数は 2,810 件で全体の 10.7%を占めている。千人率でみると 21.47 件で、「医師・歯科医師」「清掃業務員」「調理員」「警察官」に次いで 5 番目に高い数値となっている。

年度別による看護師の公務災害認定状況をみると、平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間では、平成 20 年度が 2,866 件で最も多く、同年度の公務災害全体の 10.8%を占め、次いで平成 27 年度の 2,819 件（同 11.4%）、平成 29 年度の 2,810 件（同 10.7%）などの順となっている。

過去 10 年間の千人率でみると、平成 27 年度が 21.49 件で最も高く、次いで平成 29 年度の 21.47 件、平成 28 年度の 20.99 件などの順となっており、公務災害認定件数及び千人率は概ね横ばいの状態となっている。

図２５　看護師の年度別公務災害認定状況

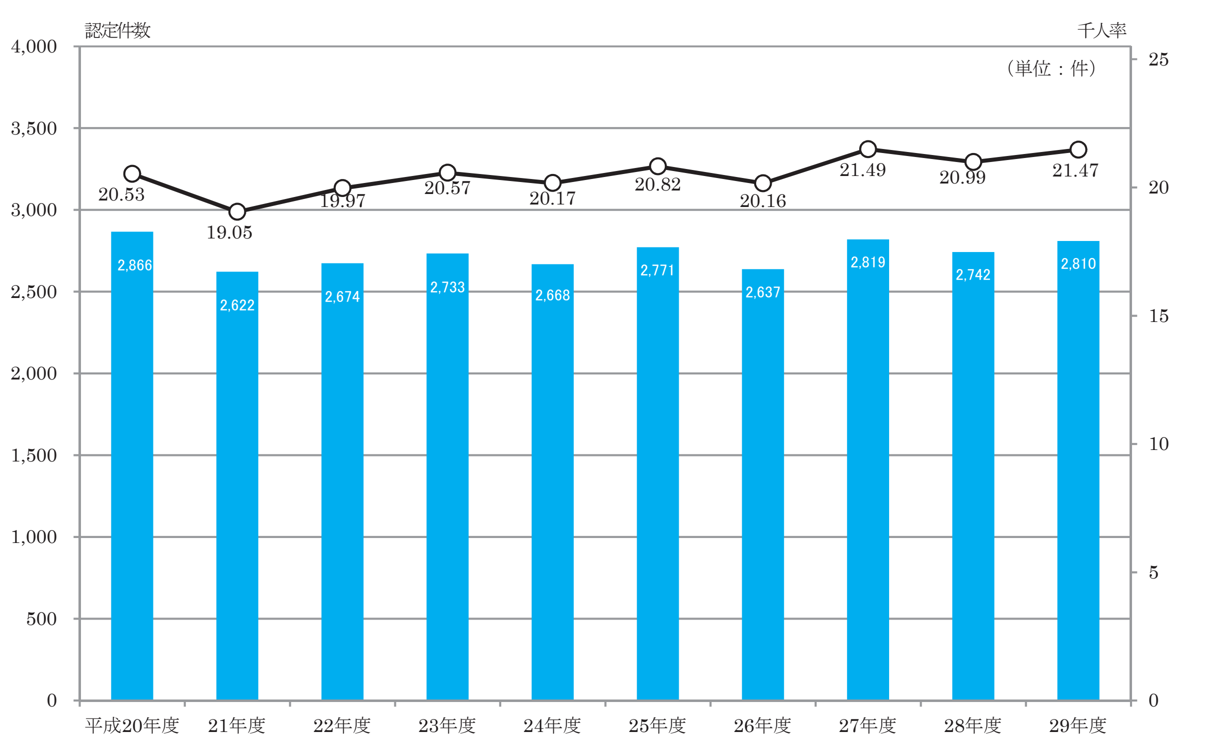

表２５　看護師の公務災害認定件数等の推移

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
認定件数	2,866	2,622	2,674	2,733	2,668	2,771	2,637	2,819	2,742	2,810
構成比	10.8%	10.4%	10.6%	10.6%	10.5%	10.8%	10.4%	11.4%	10.8%	10.7%
対象職員数	139,634	137,629	133,920	132,894	132,245	133,083	130,827	131,200	130,619	130,895
千人率	20.53	19.05	19.97	20.57	20.17	20.82	20.16	21.49	20.99	21.47

次に認定事由別でみると、平成 29 年度の「負傷」は 2,544 件で看護師の公務災害認定件数全体の 90.5%を占め、「負傷による疾病」は 69 件（2.5%）、「その他の疾病」は 197 件（7.0%）となっている。

さらに詳細にみると、「負傷」では、「自己の職務遂行中」が2,499件で負傷全体の98.2%と最も多く、次いで「出退勤途上(公務上のもの)」の22件(0.9%)、「出張中又は赴任途上」の11件(0.4%)などの順となっている。

「その他の疾病」では、「その他」を除くと「呼吸器疾患」が32件でその他の疾病全体の16.2%と最も多く、次いで「眼疾患」の24件(12.2%)、「職業病」の16件(8.1%)などの順となっている。

表２６　看護師の公務災害認定事由別件数の推移 (件)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
負傷	自己の職務遂行中	2,372	2,276	2,535	2,429	2,499
	訓練中	-	2	1	-	-
	担当外の職務遂行中	-	-	-	-	-
	出張中又は赴任途上	19	11	15	12	11
	出退勤途上（公務上のもの）	29	39	24	29	22
	レクリエーション参加中	3	5	7	4	4
	設備の不完全又は管理上の不注意	1	1	1	2	-
	職務遂行に伴う怨恨	1	1	-	2	-
	その他	7	8	11	9	8
	小計	2,432	2,343	2,594	2,487	2,544
負傷による疾病		48	60	67	77	69
その他の疾病	職業病	7	6	5	23	16
	脳疾患	-	-	-	-	-
	心疾患	1	-	-	-	-
	精神疾患	4	1	1	2	1
	呼吸器疾患	81	48	11	31	32
	肝臓疾患	14	22	6	7	5
	胸腹部臓器疾患（肝臓疾患除く）	6	2	4	1	-
	食中毒	-	-	-	-	-
	腰痛	11	19	16	14	13
	頸肩腕症候群	-	-	-	-	-
	皮膚病	4	7	26	14	5
	眼疾患	35	28	35	11	24
	耳疾患	-	-	1	-	-
	鼻疾患	-	-	-	-	-
	その他	128	101	53	75	101
	小計	291	234	158	178	197
その他の死亡		-	-	-	-	-
合計		2,771	2,637	2,819	2,742	2,810

※出退勤途上の負傷は通勤災害となるが、深夜に勤務が開始又は終了した場合等には公務上のものとして取り扱われる。

４　統計表

〈統計表目次〉

第　１　表　公務災害及び公務上死亡災害発生状況の推移 ---------------------------- 29

第　２　表　支部別・職員区分別公務災害認定件数 ----------------------------------- 30

第　３　表　年度別公務災害認定件数 --- 31

第　４　表　認定事由別・職員区分別公務災害認定件数 ------------------------------- 32

第　５　表　傷病区分別・職種別公務災害認定件数 ----------------------------------- 33

第　６　表　認定事由別・職種別公務災害認定件数 ----------------------------------- 34

第　７　表　認定事由別・職種別公務災害発生割合（千人率） ------------------------ 35

第　８　表　職員区分別・団体種類別公務上死亡者数 --------------------------------- 36

第　９　表　認定事由別・職員区分別公務上死亡者数 --------------------------------- 37

第１０表　年齢段階別・職員区分別公務上死亡者数 ----------------------------------- 38

第１１表　事故の型別・職員区分別公務上死亡者数 ----------------------------------- 39

第１２表　交通事故による公務上死亡者数 --- 40

第１３表　職員区分別・勤務態様別交通事故による公務上死亡者数 ----------------- 41

第１表　公務災害及び公務上死亡災害発生状況の推移

認定年度	公務災害認定件数 (件) (A)	一般常勤職員数 (人) (４月１日現在) (B)	公務災害千人率 (職員千人当たり・件) (A) ／ (B) ×1,000	公務上死亡者数 (人) (C)	公務災害死亡率 (職員10万人当たり・人) (C) ／ (B) ×100,000
昭和６３年度	28,582	3,215,470	8.89	70	2.18
平成　元年	28,273	3,218,752	8.78	70	2.17
２年	27,804	3,228,318	8.61	78	2.42
３年	28,421	3,241,911	8.77	61	1.88
４年	27,869	3,254,291	8.56	70	2.15
５年	27,604	3,270,841	8.44	49	1.50
６年	27,128	3,282,492	8.26	70	2.13
７年	27,852	3,278,332	8.50	75	2.29
８年	27,734	3,274,481	8.47	58	1.77
９年	27,986	3,267,118	8.57	65	1.99
１０年	28,223	3,249,494	8.69	61	1.88
１１年	27,754	3,232,153	8.59	46	1.42
１２年	28,287	3,204,292	8.83	43	1.34
１３年	28,922	3,171,532	9.12	43	1.36
１４年	28,501	3,144,323	9.06	45	1.43
１５年	29,205	3,117,004	9.37	50	1.60
１６年	28,849	3,083,597	9.36	50	1.62
１７年	28,387	3,042,122	9.33	53	1.74
１８年	28,195	3,001,475	9.39	53	1.77
１９年	27,346	2,954,712	9.26	46	1.56
２０年	26,525	2,902,843	9.14	46	1.58
２１年	25,256	2,858,654	8.83	38	1.33
２２年	25,186	2,818,455	8.94	32	1.14
２３年	25,714	2,792,448	9.21	314	11.24
２４年	25,507	2,774,250	9.19	51	1.84
２５年	25,542	2,757,942	9.26	38	1.38
２６年	25,312	2,745,644	9.22	35	1.27
２７年	24,833	2,740,082	9.06	41	1.50
２８年	25,358	2,739,041	9.26	45	1.64
２９年	26,211	2,744,438	9.55	35	1.28

（注1）　公務上死亡者数は認定年度による死亡者数であり、地方公務員災害補償基金「地方公務員の公務上死亡災害の発生状況」等による。
（注2）　平成23年度以降は、東日本大震災に起因する公務上死亡者を含む。
（注3）　一般常勤職員数は、総務省（旧自治省）「地方公務員給与の実態」各年版による。（平成26年度までは教育長を含む）
（注4）　公務災害死亡率（10万人当たり・人）は、小数点以下第3位を四捨五入して算出した。

第２表　支部別・職員区分別公務災害認定件数

（件）

	義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他の職員	合計
北海道	233	131	264	60	4	-	2	-	474	1,168
青森県	37	25	35	19	1	-	1	-	148	266
岩手県	99	56	37	13	1	-	-	2	221	429
宮城県	73	51	65	20	3	-	-	1	134	347
秋田県	37	38	45	17	3	-	-	-	134	274
山形県	71	105	63	12	11	-	3	2	239	506
福島県	32	80	44	23	5	-	5	-	158	347
茨城県	35	42	55	22	3	-	7	-	109	273
栃木県	51	49	55	17	-	-	3	-	58	233
群馬県	93	94	93	25	8	-	8	-	139	460
埼玉県	190	125	231	34	6	-	9	-	217	812
千葉県	136	76	329	30	9	-	36	-	261	877
東京都	393	181	663	60	25	30	137	1	607	2,097
神奈川県	168	167	288	49	17	-	37	-	171	897
新潟県	70	53	118	28	12	-	2	-	159	442
富山県	45	43	52	14	1	-	4	-	176	335
石川県	42	34	30	12	3	-	9	-	79	209
福井県	27	16	28	12	-	-	1	-	74	158
山梨県	50	14	41	13	3	-	-	-	67	188
長野県	106	71	98	24	10	-	1	-	217	527
岐阜県	82	31	113	17	2	-	13	-	147	405
静岡県	106	102	127	36	3	-	9	-	390	773
愛知県	198	98	284	52	17	-	31	2	260	942
三重県	87	71	79	26	11	-	31	-	143	448
滋賀県	46	46	48	14	4	-	3	-	167	328
京都府	23	45	96	16	-	-	6	-	129	315
大阪府	275	199	685	81	25	3	95	-	535	1,898
兵庫県	173	146	298	44	13	3	46	-	451	1,174
奈良県	61	88	56	28	-	-	26	-	160	419
和歌山県	25	62	83	14	2	-	10	-	120	316
鳥取県	40	29	15	4	2	-	-	-	171	261
島根県	69	33	53	12	1	-	-	1	155	324
岡山県	77	41	135	16	6	-	13	-	83	371
広島県	63	34	107	17	8	-	13	-	137	379
山口県	86	33	70	6	7	-	17	-	154	373
徳島県	20	27	27	10	3	1	16	-	67	171
香川県	26	28	66	17	1	-	16	-	68	222
愛媛県	18	12	60	12	7	-	3	1	63	176
高知県	23	26	60	9	1	-	3	-	90	212
福岡県	86	56	316	21	7	-	6	-	117	609
佐賀県	37	17	52	11	-	-	2	-	75	194
長崎県	47	33	73	13	3	1	13	1	157	341
熊本県	19	25	43	11	-	-	-	-	75	173
大分県	43	39	49	20	4	1	4	1	56	217
宮崎県	30	21	78	19	5	-	1	-	64	218
鹿児島県	41	23	60	16	-	3	8	-	90	241
沖縄県	35	26	108	6	1	-	1	1	87	265
札幌市	99	28	-	10	3	1	22	-	45	208
仙台市	54	7	-	9	2	9	1	-	86	168
さいたま市	29	8	-	6	-	-	4	-	35	82
千葉市	23	6	-	7	-	-	-	-	35	71
横浜市	119	21	-	53	16	25	81	-	175	490
川崎市	31	4	-	8	2	2	9	-	61	117
相模原市	48	1	-	7	-	-	9	-	20	85
新潟市	38	8	-	6	-	-	1	-	34	87
静岡市	45	11	-	15	-	-	5	-	30	106
浜松市	34	5	-	13	-	-	1	-	13	66
名古屋市	115	54	-	22	7	41	64	-	150	453
京都市	34	28	-	15	5	10	62	-	75	229
大阪市	111	74	-	45	3	38	48	-	118	437
堺市	16	3	-	9	1	-	1	-	40	70
神戸市	86	31	-	13	10	8	88	1	223	460
岡山市	30	3	-	4	2	-	15	-	38	92
広島市	57	24	-	8	6	-	1	-	39	135
北九州市	36		-	26	3	1	10	-	31	107
福岡市	28	6	-	10	2	-	1	-	29	76
熊本市	26	2	-	3	2	1	6	-	22	62
総計	4,883	3,166	5,875	1,341	322	178	1,080	14	9,352	26,211

（注）市に特別区を含む。

第３表　年度別公務災害認定件数

（件）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
義務教育学校職員	4,182	4,092	4,317	4,331	4,227	4,412	4,525	4,370	4,619	4,883
	15.8%	16.2%	17.1%	16.8%	16.6%	17.3%	17.9%	17.6%	18.2%	18.6%
義務教育学校職員以外の教育職員	3,019	3,053	3,195	3,235	3,131	2,967	3,053	2,856	2,992	3,166
	11.4%	12.1%	12.7%	12.6%	12.3%	11.6%	12.1%	11.5%	11.8%	12.1%
警察職員	5,590	5,580	5,385	5,291	5,749	5,745	5,639	5,621	5,686	5,875
	21.1%	22.1%	21.4%	20.6%	22.5%	22.5%	22.3%	22.6%	22.4%	22.4%
消防職員	1,563	1,399	1,431	1,433	1,471	1,393	1,321	1,246	1,308	1,341
	5.9%	5.5%	5.7%	5.6%	5.8%	5.5%	5.2%	5.0%	5.2%	5.1%
電気・ガス・水道事業職員	381	333	372	382	353	350	322	317	281	322
	1.4%	1.3%	1.5%	1.5%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.1%	1.2%
運輸事業職員	220	217	174	186	197	160	211	180	213	178
	0.8%	0.9%	0.7%	0.7%	0.8%	0.6%	0.8%	0.7%	0.8%	0.7%
清掃事業職員	1,810	1,634	1,565	1,535	1,409	1,347	1,196	1,089	1,062	1,080
	6.8%	6.5%	6.2%	6.0%	5.5%	5.3%	4.7%	4.4%	4.2%	4.1%
船員	16	18	18	14	10	14	19	18	13	14
	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
その他の職員	9,744	8,930	8,729	9,307	8,960	9,154	9,026	9,136	9,184	9,352
	36.7%	35.4%	34.7%	36.2%	35.1%	35.8%	35.7%	36.8%	36.2%	35.7%
合計	26,525	25,256	25,186	25,714	25,507	25,542	25,312	24,833	25,358	26,211

（注１）上段は公務災害認定件数、下段は当該年度の公務災害認定件数全体に占める割合（小数点以下第2位を四捨五入して算出）である。
（注２）通勤災害は含まない。
（注３）公務災害認定件数には、公務上死亡災害を含む。

第４表　認定事由別・職員区分別公務災害認定件数

（件）

認定事由		義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他の職員	合計	構成比
負傷	自己の職務遂行中	4,297	2,752	2,503	788	205	132	895	9	7,434	19,015	72.5%
	訓練中	1	2	2,617	201	1	-	-	-	10	2,832	10.8%
	担当外の職務遂行中	1	-	4	10	-	-	1	-	4	20	0.1%
	出張中又は赴任途上	334	244	389	84	71	1	19	3	992	2,137	8.2%
	出退勤途上（公務上のもの）	28	18	56	38	5	34	2	-	105	286	1.1%
	レクリエーション参加中	29	12	10	9	10	-	3	1	134	208	0.8%
	設備の不完全又は管理上の不注意	2	3	1	4	-	-	2	-	6	18	0.1%
	職務遂行に伴う怨恨	1	-	1	-	-	2	-	-	1	5	0.0%
	その他	35	24	130	6	1	1	1	-	36	234	0.9%
	計	4,728	3,055	5,711	1,140	293	170	923	13	8,722	24,755	94.4%
負傷による疾病		91	49	39	36	8	3	60	1	192	479	1.8%
その他の疾病	職業病	3	3	1	5	1	-	2	-	24	39	0.1%
	脳疾患	3	2	1	-	-	-	-	-	1	7	0.0%
	心疾患	1	-	1	-	-	-	-	-	1	3	0.0%
	精神疾患	6	1	5	3	-	-	-	-	14	29	0.1%
	呼吸器疾患	-	-	7	13	-	-	2	-	45	67	0.3%
	肝臓疾患	1	-	-	-	-	-	-	-	11	12	0.0%
	胸腹部臓器疾患（肝臓疾患除く）	-	-	1	1	-	1	-	-	2	5	0.0%
	食中毒	-	-	-	10	-	-	-	-	-	10	0.0%
	腰痛	26	17	17	27	1	1	14	-	42	145	0.6%
	頸肩腕症候群	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	0.0%
	皮膚病	4	2	5	2	5	-	26	-	33	77	0.3%
	眼疾患	8	12	4	10	5	1	34	-	59	133	0.5%
	耳疾患	3	-	1	4	-	1	-	-	1	10	0.0%
	鼻疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	9	24	81	88	8	1	19	-	205	435	1.7%
	計	64	61	124	164	20	5	97	-	438	973	3.7%
その他の死亡		-	1	1	1	1	-	-	-	-	4	0.0%
合計		4,883	3,166	5,875	1,341	322	178	1,080	14	9,352	26,211	100.0%

（注１）出退勤途上の負傷は通勤災害となるが、深夜に勤務が開始又は終了した場合等には公務上のものとして取り扱われる。
（注２）「その他の死亡」は、公務上の負傷又は疾病によらない死亡をいう。
（注３）構成比は、小数点以下第2位を四捨五入して算出した。
（注４）「その他の疾病」は、「負傷による疾病」を除く疾病をいう。

第５表　傷病区分別・職種別公務災害認定件数

（件）

	医師・歯科医師	看護師	保健師・助産師	その他の医療技術者	保育士・児童自立支援専門員・寄宿舎指導員等	船員	電話交換手	調理員	道路補修員	教育公務員	警察官	消防吏員	清掃業務員	その他の職員	合計	構成比
負傷	893	2,544	180	376	686	17	–	581	31	6,921	5,617	1,150	861	4,898	24,755	94.4%
負傷による疾病	18	69	4	12	13	2	–	5	–	127	38	36	58	97	479	1.8%
その他の疾病	46	197	6	38	13	–	–	17	–	88	120	165	92	191	973	3.7%
その他の死亡	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1	1	1	–	1	4	0.0%
合計	957	2,810	190	426	712	19	–	603	31	7,137	5,776	1,352	1,011	5,187	26,211	100.0%
構成比	3.7%	10.7%	0.7%	1.6%	2.7%	0.1%	–	2.3%	0.1%	27.2%	22.0%	5.2%	3.9%	19.8%	100.0%	–
対象職員数	24,892	130,895	38,326	40,891	96,369	2,227	407	23,939	3,127	844,458	260,431	159,697	33,413	1,085,366	2,744,438	–
千人率	38.45	21.47	4.96	10.42	7.39	8.53	–	25.19	9.91	8.45	22.18	8.47	30.26	4.78	9.55	–

（注１）対象職員数は、総務省「地方公務員給与の実態」及び同「地方公共団体定員管理調査結果」による。
（注２）構成比は、小数点以下第2位を四捨五入して算出した。
（注３）千人率は、小数点以下第3位を四捨五入して算出した。

第６表　認定事由別・職種別公務災害認定件数

（件）

		医師・歯科医師	看護師	保健師・助産師	その他の医療技術者	保育士・児童自立支援専門員・寄宿舎指導員等	船員	電話交換手	調理員	道路補修員	教育公務員	警察官	消防吏員	清掃業務員	その他の職員	合計	構成比
負傷	自己の職務遂行中	881	2, 499	131	352	639	12	－	579	26	6, 240	2, 420	797	837	3, 602	19, 015	72. 5%
	訓練中	－	－	－	－	1	－	－	－	－	3	2, 615	201	－	12	2, 832	10. 8%
	担当外の職務遂行中	－	－	1	－	－	－	－	－	－	1	4	10	1	3	20	0. 1%
	出張中又は赴任途上	10	11	45	8	32	3	－	1	5	536	385	85	16	1, 000	2, 137	8. 2%
	出退勤途上（公務上のもの）	2	22	2	8	6	－	－	1	－	39	53	38	1	114	286	1. 1%
	レクリエーション参加中	－	4	－	5	4	1	－	－	－	39	10	9	3	133	208	0. 8%
	設備の不完全又は管理上の不注意	－	－	1	－	1	－	－	－	－	5	1	4	2	4	18	0. 1%
	職務遂行に伴う怨恨	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	1	－	－	3	5	0. 0%
	その他	－	8	－	3	3	1	－	－	－	57	128	6	1	27	234	0. 9%
	計	893	2, 544	180	376	686	17	－	581	31	6, 921	5, 617	1, 150	861	4, 898	24, 755	94. 4%
負傷による疾病		18	69	4	12	13	2	－	5	－	127	38	36	58	97	479	1. 8%
その他の疾病	職業病	1	16	－	2	－	－	－	2	－	4	1	5	2	6	39	0. 1%
	脳疾患	－	－	－	－	－	－	－	－	－	5	－	－	－	2	7	0. 0%
	心疾患	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	1	－	－	1	3	0. 0%
	精神疾患	－	1	－	－	－	－	－	－	－	7	5	3	－	13	29	0. 1%
	呼吸器疾患	5	32	－	4	－	－	－	－	－	－	6	13	1	6	67	0. 3%
	肝臓疾患	5	5	－	1	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	12	0. 0%
	胸腹部臓器疾患（肝臓疾患除く）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	4	5	0. 0%
	食中毒	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	10	－	－	10	0. 0%
	腰痛	－	13	1	4	5	－	－	2	－	35	17	28	14	26	145	0. 6%
	頸肩腕症候群	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	1	0. 0%
	皮膚病	1	5	－	1	1	－	－	－	－	4	5	2	23	35	77	0. 3%
	眼疾患	6	24	2	9	2	－	－	8	－	11	4	10	33	24	133	0. 5%
	耳疾患	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3	1	4	－	2	10	0. 0%
	鼻疾患	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	28	101	3	17	5	－	－	5	－	17	80	88	19	72	435	1. 7%
	計	46	197	6	38	13	－	－	17	－	88	120	165	92	191	973	3. 7%
その他の死亡		－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	1	1	－	1	4	0. 0%
合計		957	2, 810	190	426	712	19	－	603	31	7, 137	5, 776	1, 352	1, 011	5, 187	26, 211	100. 0%
構成比		3. 7%	10. 7%	0. 7%	1. 6%	2. 7%	0. 1%	－	2. 3%	0. 1%	27. 2%	22. 0%	5. 2%	3. 9%	19. 8%	100. 0%	

（注１）出退勤途上の負傷は通勤災害となるが、深夜に勤務が開始又は終了した場合等には公務上のものとして取り扱われる。
（注２）「その他の死亡」は、公務上の負傷又は疾病によらない死亡をいう。
（注３）構成比は、小数点以下第2位を四捨五入して算出した。
（注４）「その他の疾病」は、「負傷による疾病」を除く疾病をいう。

第７表　認定事由別・職種別公務災害発生割合（千人率）

（件）

		医師・歯科医師	看護師	保健師・助産師	その他の医療技術者	保育士・児童自立支援専門員・寄宿舎指導員等	船員	電話交換手	調理員	道路補修員	教育公務員	警察官	消防吏員	清掃業務員	その他の職員	全職種
負傷	自己の職務遂行中	35.39	19.09	3.42	8.61	6.63	5.39	－	24.19	8.31	7.39	9.29	4.99	25.05	3.32	6.93
	訓練中	－	－	－	－	0.01	－	－	－	－	0.00	10.04	1.26	－	0.01	1.03
	担当外の職務遂行中	－	－	0.03	－	－	－	－	－	－	0.00	0.02	0.06	0.03	0.00	0.01
	出張中又は赴任途上	0.40	0.08	1.17	0.20	0.33	1.35	－	0.04	1.60	0.63	1.48	0.53	0.48	0.92	0.78
	出退勤途上（公務上のもの）	0.08	0.17	0.05	0.20	0.06	－	－	0.04	－	0.05	0.20	0.24	0.03	0.11	0.10
	レクリエーション参加中	－	0.03	－	0.12	0.04	0.45	－	－	－	0.05	0.04	0.06	0.09	0.12	0.08
	設備の不完全又は管理上の不注意	－	－	0.03	－	0.01	－	－	－	－	0.01	0.00	0.03	0.06	0.00	0.01
	職務遂行に伴う怨恨	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0.00	0.00	－	－	0.00	0.00
	その他	－	0.06	－	0.07	0.03	0.45	－	－	－	0.07	0.49	0.04	0.03	0.02	0.09
	計	35.87	19.44	4.70	9.20	7.12	7.63	－	24.27	9.91	8.20	21.57	7.20	25.77	4.51	9.02
負傷による疾病		0.72	0.53	0.10	0.29	0.13	0.90	－	0.21	－	0.15	0.15	0.23	1.74	0.09	0.17
その他の疾病	職業病	0.04	0.12	－	0.05	－	－	－	0.08	－	0.00	0.00	0.03	0.06	0.01	0.01
	脳疾患	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0.01	－	－	－	0.00	0.00
	心疾患	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0.00	0.00	－	－	0.00	0.00
	精神疾患	－	0.01	－	－	－	－	－	－	－	0.01	0.02	0.02	－	0.01	0.01
	呼吸器疾患	0.20	0.24	－	0.10	－	－	－	－	－	－	0.02	0.08	0.03	0.01	0.02
	肝臓疾患	0.20	0.04	－	0.02	－	－	－	－	－	0.00	－	－	－	－	0.00
	胸腹部臓器疾患（肝臓疾患除く）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0.01	－	0.00	0.00
	食中毒	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0.06	－	－	0.00
	腰痛	－	0.10	0.03	0.10	0.05	－	－	0.08	－	0.04	0.07	0.18	0.42	0.02	0.05
	頸肩腕症候群	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0.01	－	－	0.00
	皮膚病	0.04	0.04	－	0.02	0.01	－	－	－	－	0.00	0.02	0.01	0.69	0.03	0.03
	眼疾患	0.24	0.18	0.05	0.22	0.02	－	－	0.33	－	0.01	0.02	0.06	0.99	0.02	0.05
	耳疾患	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0.00	0.00	0.03	－	0.00	0.00
	鼻疾患	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	1.12	0.77	0.08	0.42	0.05	－	－	0.21	－	0.02	0.31	0.55	0.57	0.07	0.16
	計	1.85	1.51	0.16	0.93	0.13	－	－	0.71	－	0.10	0.46	1.03	2.75	0.18	0.35
その他の死亡		－	－	－	－	－	－	－	－	－	0.00	0.00	0.01	－	0.00	0.00
合計		38.45	21.47	4.96	10.42	7.39	8.53	－	25.19	9.91	8.45	22.18	8.47	30.26	4.78	9.55
対象職員数（人）		24,892	130,895	38,326	40,891	96,369	2,227	407	23,939	3,127	844,458	260,431	159,697	33,413	1,085,366	2,744,438

（注１）小数点以下第3位を四捨五入して算出した。
（注２）出退勤途上の負傷は通勤災害となるが、深夜に勤務が開始又は終了した場合等には公務上のものとして取り扱われる。
（注３）「その他の死亡」は、公務上の負傷又は疾病によらない死亡をいう。
（注４）「その他の疾病」は、「負傷による疾病」を除く疾病をいう。

第８表　職員区分別・団体種類別公務上死亡者数

（人）

職員区分＼団体種類	都道府県	指定都市	市・特別区	町村	一部事務組合等	合計
義務教育学校職員	6	1	-	-	-	7
義務教育学校職員以外の教育職員	2	-	-	-	-	2
警察職員	5	-	-	-	-	5
消防職員	1	-	2	-	2	5
電気・ガス・水道事業職員	-	-	2	-	-	2
運輸事業職員	-	1	-	-	-	1
清掃事業職員	-	-	-	-	-	-
船員	-	-	-	-	-	-
その他の職員	4	1	6	2	-	13
合計	18	3	10	2	2	35
構成比(%)	51.4%	8.6%	28.6%	5.7%	5.7%	100.0%

（注）構成比は、小数点以下第2位を四捨五入して算出した。

第９表　認定事由別・職員区分別公務上死亡者数

（人）

認定事由 ＼ 職員区分			義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他の職員	合計	構成比
負傷	自己の職務遂行中		2	-	-	4	1	-	-	-	-	7	20.0%
	訓練中		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	担当外の職務遂行中		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	出張中又は赴任途上		1	-	-	-	-	-	-	-	2	3	8.6%
	出退勤途上（公務上のもの）		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	レクリエーション参加中		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	設備の不完全又は管理上の不注意		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	職務遂行に伴う怨恨		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計		3	-	-	4	1	-	-	-	2	10	28.6%
疾病	公務上の負傷による疾病		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	職業病		-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2.9%
	その他公務起因性の明らかな疾病	脳疾患	1	1	-	-	-	-	-	-	1	3	8.6%
		心疾患	1	-	1	-	-	-	-	-	1	3	8.6%
		精神疾患	2	-	3	-	-	-	-	-	7	12	34.3%
		呼吸器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		肝臓疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		胸腹部臓器疾患（肝臓疾患除く）	-	-	-	-	-	1	-	-	1	2	5.7%
		食中毒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		腰痛	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		頸肩腕症候群	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		皮膚病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		眼疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		耳疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		鼻疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		計	4	1	4	-	-	1	-	-	11	21	60.0%
その他の死亡			-	1	1	1	1	-	-	-	-	4	11.4%
合計			7	2	5	5	2	1	-	-	13	35	100.0%

（注１）出退勤途上の負傷は通勤災害となるが、深夜に勤務が開始又は終了した場合等には公務上のものとして取り扱われる。
（注２）「その他の死亡」は、公務上の負傷又は疾病によらない死亡をいう。
（注３）構成比は、小数点以下第2位を四捨五入して算出した。

第１０表　年齢段階別・職員区分別公務上死亡者数

（人）

	義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他の職員	合計
19歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～29歳	1	1	3	2	-	-	-	-	1	8
30～39歳	1	-	1	1	-	-	-	-	2	5
40～49歳	3	1	-	1	-	-	-	-	7	12
50～59歳	2	-	1	1	1	-	-	-	2	7
60歳以上	-	-	-	-	1	1	-	-	1	3
合　計	7	2	5	5	2	1	-	-	13	35

第１１表　事故の型別・職員区分別公務上死亡者数

（人）

事故の型 ＼ 職員区分	義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他の職員	合計	構成比
墜落・転落	2	-	-	2	1	-	-	-	2	7	20.0%
転倒	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2.9%
激突	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2.9%
飛来・落下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
崩壊・倒壊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
激突され	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
はさまれ・巻き込まれ	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	2.9%
切れ・こすれ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
踏み抜き	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
おぼれ	-	-	-	1	1	-	-	-	-	2	5.7%
高温・低温の物との接触	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2.9%
有害物等との接触	-	-	-	-	-	1	-	-	2	3	8.6%
感電	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
爆発	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
破裂	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
火災	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	2.9%
交通事故	1	-	1	-	-	-	-	-	-	2	5.7%
動作の反動・無理な動作	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
故意の加害行為	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
汚染血液による事故	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	4	2	4	-	-	-	-	-	6	16	45.7%
合計	7	2	5	5	2	1	-	-	13	35	100.0%

（注）構成比は、小数点以下第2位を四捨五入して算出した。

第１２表　交通事故による公務上死亡者数

	一般常勤職員数（人） （４月１日現在） （Ａ）	交通事故による 公務上死亡者数 （人・構成比） （Ｂ）	公務災害死亡率 （職員10万人当たり・人） （Ｂ）／（Ａ）×100,000
発生年度			
昭和５２	3,012,304	33 (31.7%)	1.10
５３	3,065,674	29 (32.6%)	0.95
５４	3,118,275	27 (32.9%)	0.87
５５	3,167,744	34 (32.1%)	1.07
５６	3,205,718	33 (45.8%)	1.03
５７	3,224,815	35 (44.3%)	1.09
５８	3,231,650	41 (50.0%)	1.27
５９	3,230,740	46 (52.3%)	1.42
６０	3,222,019	23 (32.9%)	0.71
６１	3,217,016	24 (39.3%)	0.75
６２	3,216,930	23 (43.4%)	0.71
認定年度			
６３	3,215,470	28 (40.0%)	0.87
平成元年	3,218,752	21 (30.0%)	0.65
2	3,228,318	28 (35.9%)	0.87
3	3,241,911	18 (29.5%)	0.56
4	3,254,291	28 (40.0%)	0.86
5	3,270,841	26 (53.1%)	0.79
6	3,282,492	19 (27.1%)	0.58
7	3,278,332	29 (38.7%)	0.88
8	3,274,481	18 (31.0%)	0.55
9	3,267,118	24 (36.9%)	0.73
１０	3,249,494	20 (32.8%)	0.62
１１	3,232,153	10 (21.7%)	0.31
１２	3,204,292	10 (23.3%)	0.31
１３	3,171,532	14 (32.6%)	0.44
１４	3,144,323	11 (24.4%)	0.35
１５	3,117,004	10 (20.0%)	0.32
１６	3,083,597	9 (18.0%)	0.29
１７	3,042,122	9 (17.0%)	0.30
１８	3,001,475	13 (24.5%)	0.43
１９	2,954,712	12 (26.1%)	0.41
２０	2,902,843	10 (21.7%)	0.34
２１	2,858,654	4 (10.5%)	0.14
２２	2,818,455	3 (9.4%)	0.11
２３	2,792,448	8 (2.5%)	0.29
２４	2,774,250	5 (9.8%)	0.18
２５	2,757,942	5 (13.2%)	0.18
２６	2,745,644	4 (11.4%)	0.15
２７	2,740,082	3 (7.3%)	0.11
２８	2,739,041	2 (4.4%)	0.07
２９	2,744,438	2 (5.7%)	0.07

（注1）昭和62年度までは発生年度による死亡者数、昭和63年度からは認定年度による死亡者数である。
（注2）交通事故による公務上死亡者数は、地方公務員災害補償基金「地方公務員の公務上死亡災害の発生状況」等による。
（注3）一般常勤職員数は、総務省（旧自治省）「地方公務員給与の実態」各年版による（平成26年度までは教育長を含む）。
（注4）平成23年度以降の交通事故による公務上死亡者数は東日本大震災起因のものを含む。
（注5）「交通事故による公務上死亡者数」欄の（　）書は、全公務上死亡者数に占める交通事故による死亡者数の構成比率である。
（注6）公務災害死亡率（10万人当たり・人）は、小数点以下第3位を四捨五入して算出した。

第１３表　職員区分別・勤務態様別交通事故による公務上死亡者数

（人）

職員区分＼勤務態様	職務遂行中	訓練・研修中	出張中	宿・日直勤務中	通勤途上	その他	合計
義務教育学校職員	-	-	1	-	-	-	1
義務教育学校職員以外の教育職員	-	-	-	-	-	-	-
警察職員	1	-	-	-	-	-	1
消防職員	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・水道事業職員	-	-	-	-	-	-	-
運輸事業職員	-	-	-	-	-	-	-
清掃事業職員	-	-	-	-	-	-	-
船員	-	-	-	-	-	-	-
その他の職員	-	-	-	-	-	-	-
合計	1	-	1	-	-	-	2

５　分類項目区分

（１）職員区分別

分類項目	説明等
義務教育学校職員	市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ）立の小学校及び中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の職員であって、市町村立学校職員給与負担法第１条により都道府県がその給与を負担しているものをいう。
義務教育学校職員以外の教育職員	次の①から④までに掲げる職員（船員を除く）をいう。 ①教育委員会事務局の職員（教育長及び小学校・中学校の用務員、給食センター職員など市町村教育委員会所属職種を含む） ②教育委員会の所管する高等学校その他の公立学校の教職員 ③教育委員会の所管する公立学校以外の教育機関の職員 ④公立大学（短期大学を含む）の教職員
警察職員	都道府県警察の職員（国家公務員である職員を除く）をいう。
消防職員	消防本部及び消防署の職員並びに常勤の消防団員をいう。
電気・ガス・水道事業職員	電気・ガス・水道事業、工業用水事業及び公共下水道事業等に従事する職員をいう。 なお、水道事業には、簡易水道事業を含むものである。
運輸事業職員	鉄道、軌道、索道、航空機、自動車、軽車両又は船舶による旅客又は貨物の運送事業その他貨物取扱事業に従事する職員をいう。
清掃事業職員	清掃事業に従事する職員をいう。
船員	船員法第１条に規定する船員である職員をいう。
その他の職員	前各号に掲げる職員以外のすべての職員をいう。

（２）職種別

分類項目	説明等
医師・歯科医師	大学附属病院、警察病院等に勤務する者を含む。
看護師	看護師のほか、准看護師をいう。大学附属病院、警察病院、消防署等に勤務する者を含む。
保健師・助産師	大学附属病院、警察病院等に勤務する者を含む。
その他の医療技術者	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、歯科技工士等の資格を有するもの又は診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師以外の病理細菌技術職員、理学療法士以外の理学療法技術職員、作業療法士以外の作業療法技術職員、視能訓練士以外の視能技術職員もしくはあん摩、マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師で、現にそれぞれの業務に従事している者をいう。 なお、看護補助員は「その他職種」として取り扱う。
保育士・児童自立支援専門員・寄宿舎指導員等	次の①から③までに掲げる職員をいう。 ①保育士の資格を有するもので、現に保育所・社会福祉施設等に勤務する者。 ②児童自立支援専門員・児童生活支援員の資格を有するもので、現に児童自立支援施設・児童家庭支援センターに勤務する者。 ③現に社会福祉施設及び特別支援学校に勤務する寄宿舎指導員等。
船員	船員法第１条に規定する船員のほか、同条第２項各号に規定する船舶に乗り込む船員をいう。
電話交換手	公立学校、警察等に勤務する者を含む。
調理員	学校調理員のほか、社会福祉施設、病院等の調理員をいう。
道路補修員	有料道路の補修員を含む。

分類項目	説明等
教育公務員	教育公務特例法第２条に規定する者をいう。具体的には、公立学校の学長・校長（園長を含む）、教員（教授・准教授・教頭・教諭・助教諭・養護教諭・養護助教諭・講師）、部局長（大学の副学長・学部長等）、教育委員会の教育長、専門的教育職員（指導主事及び社会教育主事）であり、派遣社会教育主事及び社会教育主事補も含まれる。 なお、学校事務職員は「その他の職種」として取り扱う。
警察官	警察法第５６条第２項に規定する地方警察職員のうち警察官である常勤の職員をいう。 なお、道路交通法第１１４条の４の交通巡視員は「その他の職種」として取り扱う。
消防吏員	常勤の消防団員を含む
清掃業務員	廃棄物処理及び清掃に関する法律第２条第２項の一般廃棄物（ゴミ、し尿）の収集・運搬・処理に関するものに従事する職員（清掃事業の現場の職員に限る）をいう。 従って、処理施設のオペレーターはこれに該当するが、会計事務・計量事務を本務とする職員及び庁舎内等の清掃職員は、これに該当しないものである。 即ち、総務省「地方公共団体定員管理調査」の「部門別職員数」に係る大部門「衛生」、中部門「清掃」、小部門「ごみ収集」・「ごみ処理」・「し尿収集」及び「し尿処理」に該当する者である。
その他の職種	前記に掲げる職員以外のすべての職員をいう。

（３）事故の型別

分類項目	説明等
墜落・転落	人が樹木、建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段、斜面等から落ちることをいう。乗っていた場所がくずれ、動揺して墜落した場合も含む。車両系機械等とともに転落した場合も含む。交通事故は除く。感電して墜落した場合は感電に分類する。
転倒	人がほぼ同一平面上で転ぶ場合で、つまずき又はすべりにより倒れた場合等をいう。車両系機械等とともに転倒した場合を含む。交通事故は除く。感電して倒れた場合は感電に分類する。
激突	墜落、転落及び転倒を除き、人が主体となって停止物又は動いている物にあたった場合をいい、機械の部分、ドアー、バックネットに人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。車両系機械等とともに激突した場合を含む。交通事故は除く。
飛来・落下	飛んでくる物、落ちてくる物等が主体となって人にあたった場合をいう。野球のボール、切断片等の飛来、その他自分が持っていた物を足の上に落とした場合を含む。容器などの破裂によるものは破裂に分類する。
崩壊・倒壊	堆積した物（灰等を含む）足場、建築物等が崩れ落ち又は倒壊して人にあたった場合をいう。立てかけてあった看板などが倒れた場合、落盤、なだれ、地滑り等の場合を含む。
激突され	飛来、落下、崩壊、倒壊、を除く、物が主体となって人にあたった場合をいう。構内などにおいて自動車にぶつけられた場合、動いている機械の部分等があたった場合を含む。 交通事故は除く。
はさまれ・巻き込まれ	物に挟まれる状態及び巻き込まれる状態で、つぶされ、ねじられ等をいう。構内などにおいて自動車にひかれた場合、自動車と壁に挟まれた場合を含み、その他の交通事故は除く。
切れ・こすれ	こすられた場合、こすられた状態で切られた場合等をいう。刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。
踏み抜き	くぎ、金属片等を踏み抜いた場合をいう。床、ストレート等を踏み抜いたものを含む。 踏み抜いて墜落した場合は、墜落に分類する。
おぼれ	水中に墜落しておぼれた場合を含む。

分類項目	説明等
高温・低温の物との接触	高温又は低温の物との接触をいう。高温又は低温の環境下に曝露された場合を含む。 【高温の場合】火災、アーク、溶接状態の金属、湯、水蒸気等に接触した場合をいう。 炉前作業中の熱症等高温環境下に曝露された場合を含む。 【低温の場合】冷凍庫内等低温の環境下に曝露された場合を含む。
有害物等との接触	放射線による被ばく、有害光線による障害、一酸化炭素中毒、酸素欠乏症及び高気圧、低気圧等有害環境下に曝露された場合をいう。有害物等には、病原菌・細菌を含まない。（これらに感染・死亡した場合は「その他」に分類する）
感電	帯電体にふれ又は放電により、人が衝撃を受けた場合をいう。
爆発	圧力の急激な発生又は開放の結果として、爆音をともなう膨張等が起こる場合をいう。破裂を除く。水蒸気爆発を含む。容器、装置等の内部で爆発した場合は、容器、装置等が破裂した場合であっても、ここに分類する。
破裂	容器又は装置が物理的な圧力によって破裂した場合をいう。
火災	火によるものをいう。爆発によるものを除く。 【起因物との関係】危険物の火災においては、危険物を起因物とし、危険物以外の場合においては、火源となったものを起因物とする。
交通事故（道路）	交通事故のうち、道路交通法適用の場合をいう。
交通事故（その他）	交通事故のうち、船舶、航空機及び公共輸送用の列車、電車等による事故をいう。
動作の反動・無理な動作	上記に分類されない場合であって、重い物を持ち上げて腰をぎっくりさせたというような身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動等が起因して、筋をちがえる、くじく、ぎっくり腰及びこれに類似した状態になる場合をいう。バランスを失って墜落、重い物を持ちすぎて転倒等の場合は、無理な動作等が関係したものであっても、墜落、転倒等に分類する。
故意の加害行為	未必の故意による加害行為を含む。
汚染血液による事故	針刺し事故等をいう。
その他	上記のいずれにも分類されないものをいう。

一般財団法人　地方公務員安全衛生推進協会　調査研究課

〒102-0083　東京都千代田区麹町三丁目２番地　垣見麹町ビル３階
ＴＥＬ　　０３－３２３０－２０２１
ＦＡＸ　　０３－３２３０－２２６６
ＵＲＬ　　http://www.jalsha.or.jp/